

平成28年第3回  
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成28年9月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美	忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	藤 枝 泰 文 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	鷹 松 丈 人 君
保 健 衛 生 部 長	打 越 勝 利 君
産 業 経 済 部 長	米 川 健 一 君
都 市 建 設 部 長	大 森 満 君
上 下 水 道 部 長	鯉 渕 賢 治 君
市 立 病 院 事 務 局 長	友 水 邦 彦 君
教 育 次 長	小 田 野 恭 子 君
消 防 長	水 越 均 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君
会 計 管 理 者	柴 田 常 雄 君
都 市 計 画 課 長	持 丸 公 伸 君
監 査 委 員 事 務 局 長	太 田 周 夫 君
社 会 福 祉 課 長	萩 原 修 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	岡 野 裕 君
学 務 課 長	堀 江 正 勝 君
学 務 課 長 補 佐	根 本 薫 君
高 齢 福 祉 課 長	堀 内 信 彦 君
高 齢 福 祉 課 副 参 事	長 谷 川 康 子 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	櫻 井 智 康 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	久 保 田 真 智 子 君
子 ど も 福 祉 課 長	渡 部 明 君
子 ど も 福 祉 課 長 補 佐	中 庭 聡 君
建 設 課 長	吉 田 貴 郎 君
建 設 課 長 補 佐	鬼 澤 美 好 君
総 務 課 長	野 口 文 男 君
総 務 課 長 補 佐	西 山 浩 太 君
都 市 計 画 課 長	持 丸 公 伸 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	磯 山 浩 行 君
企 画 政 策 課 長	後 藤 弘 樹 君
企 画 誘 致 推 進 室 長	久 野 穰 君

出席議会事務局職員

議会事務局長	飛田信一
議会事務局次長	渡辺光司
次長補佐	堀越信一
主査	若月一
主幹	神長利久

---

議事日程第3号

平成28年9月13日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

---

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

本日から3日間、一般質問になります。発言順に従い、よろしく願いたします。

暑い方は上着を脱いで結構です。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといた

します。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番萩原瑞子君、16番横倉きん君を指名いたします。

---

### 一般質問

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

また、発言時間は、一括質問・一括答弁方式につきましては質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては、質問・答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与してありますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、3番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番日本共産党の石井 栄です。

質問いたします。

大項目1、ともに生きる社会のために障害者福祉の向上に関して質問いたします。

初めに、7月26日に神奈川県相模原市の障害者施設で起こった殺傷事件により多くの方々がお亡くなりになり、また、深い傷を受けました。被害に遭われた方々に対して哀悼の意を表しますとともに、お見舞いを申し上げます。

この事件の背景や原因につきましては、今後さらに分析を深め、再発防止の対策に生かされなければなりません。障害を持つ人も、障害のない人も、ともに生きる社会のためという目標を掲げて、行政や地域住民とともに住みよい優しいまちづくりを進めている中で、障害者に対する理解が促進される一方、偏見が依然として存在していることを示す衝撃的な事件でありました。障害者に対する地域社会の理解、ともに生きる者としての連携

をさらに深め、障害者福祉がさらなる前進を遂げることができるようにしなければならないとの思いを強くしているところであります。

多くの課題がありますが、今回は障害者の雇用を促進する課題について取り上げます。

小項目①障害者が事業者に雇用されるまでの仕組みや手続、経過はどのようになっていますか。どの期間、どの事業所からどのような手続を経て雇用につながるのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 3番石井議員のご質問にお答えをいたします。

市内には、障害者の就労を支援する就労支援事業所が22事業所ございます。一般企業への就労希望者に一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業所が6カ所、また、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供し、知識及び能力の向上のために訓練を行う雇用契約があります就労継続支援A型事業所が3カ所、雇用契約なしの就労継続支援B型事業所が13カ所ございます。合計、市内に22事業所であります。

また、就業雇用の状況につきましては、市が障害者の総合相談を委託しております基幹相談支援センターが支援を行ったものとして、一般企業への就労者は9人、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所から一般企業就労は23人、就業継続支援A型事業所39人、合わせて平成24年4月から現在までに約70人の障害者の方が就労しておる状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

次に、小項目②現行の法定雇用率はどのようになっていますか。また、その達成状況につきまして、県内及び笠間市内での民間及び公的機関でどのようになっているか、具体的に率でお答えください。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 障害者の雇用促進法に基づきます障害者の雇用義務のある事業主に報告を求めた厚生労働省の障害者雇用状況の集計結果では、平成27年の障害者実雇用率は、民間企業の場合、法定雇用率2%に対しまして、実雇用率が1.88%となっておる状況でございます。

公的機関では、法定雇用率2.3%に対し、国が実雇用率2.45%、都道府県が2.58%、市町村が2.4%であり、全て法定雇用率を上回るとともに、昨年より雇用率が上昇しております。また、都道府県などの教育委員会においては、法定雇用率2.2%に対しまして実雇用率は2.15%となっております。

また、民間企業の法定雇用率は先ほど2%と申し上げましたとおりでございますが、笠間市におきます民間企業に対しまして障害者の雇用率は4.9%ということで、かなり高い数値

でございます。

最後に、市役所の状況を申し上げますと、1事業所としての笠間市役所でございますけれども、実雇用率は3.15%で法定雇用率を上回っているような状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ただいまのご答弁によりますと、法定雇用率は民間が2%、県市町村は2.3%、教育委員会は2.2%というふうになっており、公的機関では100%達成していると、このようなご答弁でした。

民間企業につきましては、県内の茨城労働局の調査によりますと、法定雇用率を達成している企業は、民間企業については53.1%と、このような数値が出されております。今のご答弁によりますと、笠間市の民間企業については、4.何%というような数値が出されておりますけれども、笠間市の雇用義務のある事業所の中で法定雇用率を完全に達成している企業というのは何%ほどあるのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） ただいまのご質問でございますが、まず、茨城県内の民間企業の障害者の実雇用率につきましては1.8%ということで、2%を下回っている状況ですけれども、先ほど申し上げました笠間市におきましては4.9%ということで、法定雇用率をかなり上回っていると、その中で企業の達成率ということでございますが、62.9%ということで6割を市内では超えているというような状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

障害者雇用促進法によりますと、事業主に対して常時雇用する従業員の一定割合、つまり法定雇用率、民間企業の場合は2%以上雇うことを義務づけているのですが、この法律の達成率、これは茨城県が県全体で見ますと53%前後ですけれども、笠間市の場合は6割を超えているということがわかりましたので、笠間市については県内でも達成率については高い水準にあるということがわかりましたけれども、やはりこの状況を達成されていないということについて、今後のことも考えまして市としてどのようにこの数値をとらえているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 笠間市におきましては達成率62.9%ということでございますが、逆に申し上げますと、あと37%程度でしょうか、まだ達成していないという所があるということでございますが、障害者に働いていただくということは大変障害者福祉の中でも重要なことであると認識をしております。こういった中で、市としましても今冒頭に申し上げましたいろいろな就労支援の事業所がございます。A型、B型等もございます。こういった事業所に働ける方についてはつなぎまして、雇用を企業に対しましても促していきまして、採用していただくような形にもっていきまして、できるだけ100%に近いような形に

していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のお話を伺いまして、前進させるような方向で進めていきたいというような話がされまして、心強く思っているところであります。

ご存じのように、障害者の手帳を所持されている方は、茨城県全体では12万8,000名以上の方々がいるという統計があります。この中には18歳未満の児童や高齢者、生活介護を受けている人もいますが、その方々を除いても、就労を希望し、就労が可能な人も相当いると思われまます。

笠間市では、障害者手帳を所持している方はおよそ何名ほどいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） それでは、笠間市の状況につきましてお答えをいたします。本年の4月現在でございますが、身体障害者手帳の所持をしていらっしゃる方が2,586人、それから療育手帳、知的障害をお持ちの方の手帳ですけれども627人、精神障害者の保健福祉手帳をお持ちの方が492人、合計3,705人ございまして、パーセンテージで申し上げますと、身体障害をお持ちの方が全体の69.8%、知的障害をお持ちの方で手帳を持っている方が16.9%、精神障害をお持ちの方で手帳を持っている方が13.3%となりまして、この三つの手帳の3,705人を100%としたときのパーセンテージでございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） その中で、就労を希望している方々がどの程度いるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 具体的な数字は今わからない状況ですけれども、ただいま申し上げました3,705の方が手帳を持っていらっしゃいます。この中のおよそ3割から4割程度は就労を希望している方と認識をしております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 希望を正確につかむというのは難しい点もあるかと思えますけれども、市としてもできるだけ把握をされて、今後の施策に反映させていくことが必要なのではないでしょうか。

これは独立行政法人高齢障害求職者雇用支援機構障害者職業総合センターが2013年4月にまとめた地域の障害者就労支援に関する調査研究、都道府県単位の指標を中心としてですが、これによりますと、2013年4月の時点で、茨城県の障害者の就職率は45.4%であるという数値が出ています。障害者で就労を希望する人の45.4%の就労が実現しているとい

うこととなります。この数値をもとにしますと、笠間市内でも就労を希望する障害者の中で実際に就労に結びつく方は、この数値によりまして50%弱と推定されます。

それでは、小項目④障害者の雇用を向上させるために市としてはどのような取り組みが必要とお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 市では、障害者相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを障害者支援施設「佐白の館」に委託し、市内のほかの障害者施設に設置されております相談支援事業所と提携をいたしまして就労相談を行い、就労をサポートしているところでございます。

また、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健医療関係者、教育機関関係者、雇用機関関係、市内企業、障害者団体、学識経験者が参加をいたしております笠間市障害者地域自立支援協議会における就労支援部会におきまして、雇用関係機関である障害者職業センター、水戸公共職業安定所笠間出張所と連携をいたしまして、就労の支援・促進をしております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のお話によりましてさまざまな形で就労に結びつくような仕事をなさっているということがわかりました。

厚生労働省の茨城労働局は昨年11月27日、14時解禁ということで、プレスリリースというのを行いまして、そしてその中で本県の障害者実雇用率は全国の1.88%を下回っていることから、茨城労働局ローワークでは次の点について推進いたしますと述べた上で、法定雇用未達成企業に対する指導等を推進する方針を示しています。

笠間市及び笠間市教育委員会は法定雇用率を100%達成をしています。そして、そこで笠間市として胸を張って法定雇用率を達成してほしいと民間企業に働きかけることができるのではないのでしょうか。労働局を通じて、主に推進するというだけではなくて、労働局と連携して、あるいは独自の立場で笠間市としても市内の民間事業所に法定雇用率を守って、障害者の皆さんの雇用確保ができるよう要請することができるのではないのでしょうか。文書での要請、あるいは直接訪問しての要請等、笠間市と企業との関係性を生かしていくことも可能ではないのでしょうか。この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） ただいま議員ご指摘のとおり、法定雇用率でございますので、国が定めた雇用率、これを上回るというのが大前提でございます。そういった中で、市としましては市役所が雇用率を満たしているということでございますが、先ほど言いましたまだ達成してない所がまだ30%ちょっと市内にあるということでございますけれども、そういった状況の中で、市としましては障害者職業センターあるいはローワークと連携をとりまして、この数値を上げていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。民間への企業先が広がれば、障害者の雇用の機会がふえ、ともに生きる社会の実現に向かって前進がつけられます。福祉のまちかさまのより一層の前進のために、さらなるご尽力をよろしく願いしまして、次の小項目⑤の質問に移ります。

脳脊髄液減少症という病気、病名をご存じでしょうか。頭痛や体中の痛みに悩まされて、原因もわからず、病名もわからず、治療法もわからないまま長年病気に向き合い、苦労を重ねている方々がいます。外見から見ますと普通の健康な青年として見られることが多いため、仕事に就いていないと怠けているのではないかという誤解を受けるなど、つらい苦労の多い生活を送っているともいわれています。

近年、その病気の治療法としてブラッドパッチという治療法が見い出されて、ことしの4月から保険が適用されることになりました。一歩前進ですが、この病気を患う人たちに対する国や県、市の支援は現在どのようなものがあるのでしょうか。病気の治療の支援、就職のために必要な知識、技術を習得するための就学支援、就労、生活への支援が必要になると思われますが、どのような支援が受けられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 脳脊髄液減少症は、ただいま議員ご指摘のとおり、交通事故やスポーツによる外傷等によりまして、脳脊髄を覆っている膜が損傷を受け、脳脊髄液が漏れることによって頭痛や頸部痛、あるいはめまい、倦怠感、不眠、記憶障害など、さまざまな症状を呈するというふうにいわれております。

現在、国が統一的な診断基準や有効な治療方法の確立を目的としまして研究班を発足して研究を進めているというふう聞いてございます。国におきましては、これまで疾患として医学的に確立したものではないとされまして、支援につきましてはございませんでしたが、平成24年6月にこの治療法でありますブラッドパッチ療法が先進医療と定められまして、本年4月から医療保険の適用となったところということでございます。

この脳脊髄液減少症の患者さんに対しまして、お見舞い申し上げますとともに、今後の研究成果を注視いたしまして、国の方針に基づきまして、先ほど議員からもございました就労支援も含めまして、今後国の方針に基づきまして対応してまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） これは7月25日の朝日新聞の記事なんですけれども、7月末に5回にわたって「患者を生きる」ということで脳脊髄液減少症についての連載記事が載っておりました。読んだ方もいらっしゃるかと思いますけれども、原因不明の頭痛や体の痛み、

倦怠感が長期間にわたって続いているため、多くの医療機関で受診し、検査を受けても病名もわからず、的確な治療も受けることができず、その間多額の医療費を必要として経済的にも大きな負担がかかり、毎日の生活にも困っている方がいます。脳脊髄液減少症で苦しむ人は、一説には、国内に100万人いるのではないかという、このような推察もありますが、正式な統計はわかっておりません。

現在、30歳代の青年が市内にいます。高校在学中に交通事故に会い、病院から退院した後も重い頭痛、体の痛み、倦怠感に襲われ、卒業後も治療のため多くの病院で検査を受けましたが、長年原因がわからず、病名もわかりませんでした。数年前、やっと病院がわかり、脳脊髄液減少症という診断を受けました。しかし、その治療は簡単ではなく、県内の病院で治療がうまくいかず、現在は県外の病院に定期的に通院して治療を続けています。交通事故による保険金も底をつき、多額の費用がかかるため生活にも困っており、高齢の親の収入に頼って生活を送っています。その青年は体調が比較的よいときには資格を取り、仕事に就き収入を得たいと勉学に励んでいます。生活にも困っているため、受験費用の捻出にも苦勞が伴います。仕事に就くことができず、障害者手帳も交付されてないため、障害者枠での雇用の対象にもなっていません。直接の支援はないということですが、今お話がありましたように、本人や家族の相談員にのり、関連する制度を活用してどのような支援が受けられるのか、当面の解決策を考えていただきたいと思っています。同時に、患者の救済のために国や県に支援制度をつくるよう要請することも可能ではないでしょうか。病気の方に寄り添って、青年の未来が切り開かれるよう検討をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、大項目2、南小・南中の再編は学校教育発展のために、に移ります。

初めに、小項目①南小・南中を義務教育学校として新しく再編する計画を提示されていますが、具体的にはどのような計画なのでしょう。6月23日に保護者、学校関係者に説明した内容に沿って、具体的に簡潔にご答弁をお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 3番石井 栄議員のご質問にお答えいたします。

6月の定例会の折、傍聴された方から義務教育学校について質問がございました。ことし4月よりスタートした制度でありますので、わかりにくいと思いますので、簡単に触れながら答弁をさせていただきたいと思います。

まず、義務教育学校という名称ですが、これは法律上の言葉であります。学校教育法の改正によりまして、平成28年4月、この4月より自治体の判断により開校できることになった新しい種類の学校であります。これによりまして、義務教育を行う学校が、小学校、中学校、義務教育学校の3種類となりました。

義務教育は9年間で行うわけですが、最初の6年の教育を行う学校が小学校、最

後の3年の教育を行う学校が中学校であります。そして一つの学校で9年間の全ての教育を行う学校が義務教育学校ということになります。

現在計画を進めておりますのは、南小学校と南中学校を一つの学校、つまり義務教育学校にするということであります。その具体的内容としましては、義務教育学校制度を導入することによりまして、学年の区切りを変えることができますので、5・4制ということを考えております。小学校1年生から5年生までを南小学校の校舎で、小学校6年生から中学校3年生までは南中学校の校舎で学校生活を送らせることと考えております。このように、施設が分かれていても義務教育学校はつくることができます。

さらに、特例教科として英語や郷土学習など特色ある教育を行うなど、さまざまな取り組みにより学力の向上を第一に考えて、設置を考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今の説明によりますと、義務教育学校の特徴として3点ほど挙げられまして、笠間市では具体的に保護者への説明の文書によりますと、6点の方針を示されております。今後の方向性として、義務教育学校を設立し、小規模特認校に指定するとなっておりますけれども、通学区の見直しを検討するとなっておりますが、通学区域の見直しとは学区をどのようにしたいと保護者のほうには説明されたんでしょうか、お伺いたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 学区のお話でございますが、これにつきましては、保護者説明会の折に、学区を一つにしてもらいたいという、現在、南小学校の学区と南中学校の学区が違ってございまして、南小学校の学区からは南中学校と笠間中学校に通えるような形に学区に編成されております。それを一つの学区にしてはどうかという意見が保護者のほうから多数出されました。そういうことで、地域説明会でもそのような説明をしたところではありますが、反対の意見もございまして、学区については慎重に扱っていかねばならないということを非常に感じているところであります。

小規模特認校にいたしましては、これは9割の方が賛成をしておりまして、笠間市内全域から希望すれば通えるような学校にしてほしいといったようなご意見がたくさんございました。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、市内全域を一つの学区にして、そこから生徒を募集すると、そういうふうに決めているわけではないということで、これから検討するということでしょうかね。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） そのとおりでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今ご説明をいただきました。ここの説明会の資料とは少し違いますが、若干柔軟に考えている部分があるなということも受けとめましたけれども、今のご説明を聞きまして、率直に言いますと、もう少し検討を重ねたほうがいいのではないかという思いを強くいたしました。教育長をはじめ、教育委員会の方々が南小・南中の現状を考え、何とか南中存続を図りたいと、こういう強い思いから取り組まれた計画であると思います。熱い思いで熱心に計画されていると思います。だからこそこの計画をもう一度原点に立ち返って見直してほしいと思うわけです。

その理由は幾つかありますけれども、複数の教員によるきめ細かな授業を行うティームティーチングは既に南中で行われています。個に応じた指導により、学力も高く、授業規律も高く、人間関係も地元との関係も良好で成果を上げているのではないのでしょうか。

小学校6年生からの完全教科担任制というのは、担任が生徒の変化をとらえにくくなる面がありまして、学習効果が上がるという面もあるかもしれませんが、生徒把握の面から全体としてプラスということを言い切れるのかどうか、疑問が残ります。

それから、ここでは中1ギャップの解消ということがいわれておりますけれども、そもそも中1ギャップというものがあるのかどうか、確たることが示されていないのではないかというふうに思っています。研究者、教育実践者の中でも定まったものではないという意見が多数あります。文科省の文書に示されているようですが、文科省の教育政策研究所の論文でも中1ギャップについて確たる根拠は定まっているものではないと、両論あるということが記載されているそうです。

5・4制にして、小学6年生が中学校の校舎で学習生活するということですが、6年生はどういう服装で中学校に通学するのでしょうか。小学校の中で6年生は最高学年の生徒としてリーダーシップを発揮することができる環境にありますが、中学校ではリーダーシップの発揮ができなくなるのではないかと懸念されます。そのことによりまして、目的とする生徒増ではなくて、生徒減の一つの要因になるのではないかとこのような心配もいたします。

また、新しい取り組みといわれている中には従来から取り組まれていることもあり、初めての取り組みの中には効果が不明確なものや懸念事項となるものが含まれているように思います。

全体として再検討をしたほうがいいのではないかなというふうに思いましたけれども、さて、小項目③保護者、住民の方々にどのように説明し、議論を重ねたのでしょうか。理解、受けとめの状況はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 5月10日に南小、南中学校区の区長、南小、南中学校のPTA代表に参集していただきまして、今後の特色ある学校づくり検討会を実施いたしました。また、6月23日に南小・南中学校児童生徒の保護者を対象に説明会を開き、また、アンケートも実施したところでございます。さらに、7月21日から28日までの間、南小、南中学校区内の四つの地区公民館での地元説明会を開催してまいりました。

参加者からは南小・南中学校を存続してほしい、生徒数をふやしてほしい、その手段として義務教育学校の設立という前向きなご意見をいただいております、アンケートの結果を見ても、全体の48%が義務教育学校の設立に賛成、25%が反対、そして22%がその他として、今現時点では決められない、わからないなどの回答をいただいているところでございます。

また、その一方で、不安の要因が取り除けてないのではないかと、もっと意見を聞いたほしいという意見もいただいております。さらに、学区外から入学者をふやすことができることを理由に、小規模特認校、先ほども話が出ましたが、これについては約9割が賛成と回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。その保護者の中でも、特に5・4制、6年生が中学校で生活するという点については、疑問が出たのではないかと推察されます。今のお話を聞きまして、真の合意形成というのは今後の課題だと思われま。

さて、④今後どのように計画を進めていこうと考えておられますか、見解をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 今月9月15日に、学校、それからPTA、区長、子ども会の育成会の役員などを構成メンバーとしました笠間市立南小学校・南中学校の今後の特色ある学校づくり検討会を開催しようと計画しております。今後の方向性につきまして具体的に協議を重ねていく予定です。協議内容を踏まえた結果、10月には中間とりまとめとしてやっていく予定でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

私は、今の義務教育学校の計画案に対して次の改革案を提案したいと思います。

第1の改革案というのは、入学者減少の際に、統廃合の検討に入る教育委員会の基準を見直し、教育委員会が南中の存続を明確に打ち出すことです。そして教育委員会が先頭に、南中のよさを多面的に、地域の方々、南小の保護者・生徒に知らせていくことです。

優れた教育を実践している南中のよさを生かしていくこと、これが大切だと思っています。南中のよさが地元の方々にも必ずしも正確に伝わっていないことが入学者減少の要因の一つではないかと思えますし、これによって地元の方々の不安の解消と将来の希望につながるのではないのでしょうか。

第2の改革案です。第1がうまくいかない場合には、第2の改革案、南中を小規模特認校にして通学区域を変える、この提案はどうでしょうか。小規模特認校にして通学区域を変えることによって児童生徒数の増加が見込めるということは、教育委員会がお配りになった資料の中に書いていることです。義務教育学校にしなくても、小規模特認校にすることはできますから、これにより今まで培った南中のよさを生かしながら運営することは可能であると考えます。

1、2も受け入れがたいという場合には、第3の改革案があると思います。これは現在計画中の施設分離型の義務教育学校計画を見直して、南小・南中を6・3制の小中一貫教育にして学校運営協議会を設置するという改革案です。この提案では、小学校、中学校にそれぞれ校長先生が1人ずついて、学校運営の責任者として運営に当たる、一貫校としての運営に関しては、学校運営協議会を通じて調整を図るというものです。

この三つの改革案、いずれも南中のよさを生かし、地域に根ざした学校として存続・発展させたいという思いから出した提案ですが、見解をお伺いできるでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） ただいまの石井議員のご提案に見解を述べたいと思います。

まず、現状のままでおっしゃいますけれども、南中学校に進学させたいと思っている保護者は、生徒もそうなんです、現状でよいとは思っておりません、さらによい学校をつくってほしいと、そういうふう考えているところでもあります。従って、義務教育学校に賛成をいただいております。また、説明会に参加したいただいた地域の方も学校を存続させるためには義務教育学校の制度は大変よい制度であると、そういうふうに賛成をいただいているところでございます。

そして、南中学校に進学しないという、そういう保護者の意見こそが現状のままでいいという意見であります。南中学校に進学しないという保護者の中には、南中がなくなってもいいんだ、なぜ残す意味があるんだ、そういう意見もあるところでもあります。従って、進学させたいと思っている保護者や地域の方のご意見、それを力にさらによい学校づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

また、議員から提案がありました6・3制の小中一貫教育ですが、これにつきましては、現状とほぼ変わらないということになります。つまり、南小、南中学校では、平成16年度から小中連携教育に取り組んできまして、途中平成21年度からは中学校の先生が小学校に行き教育をするといった小中一貫教育の取り組みを早々と取り組んでいたわけでござい

ます。従って、小中一貫校をうたっても、法律的に特例教科も実施できませんし、特色あるカリキュラムづくりも編成できませんので、中身は変わらないと、特色にならないというふうに考えます。このままの現状では、南中学校が自然消滅してしまうことを非常に心配しております。今、手を打つべきであり、そういうふうに考えております。

統廃合の基準を緩和するというご意見もありましたが、この学校適正配置に関しましては、平成22年10月に基本計画が策定されて、この基本計画というのは平成32年までを展望しているものであります。この基本計画に基づいて、平成25年4月には実施計画が策定され、そして平成27年4月から学校統合となった経緯がございます。統合から2年もたっていない段階で緩和処置は考えられません。基本計画が平成32年までなので、平成31年には次の新たな基本計画を策定する予定でございます。

小規模特認校という意見がございましたが、これについては、教育委員会としては進めたいと考えているところがございます。ただし、これは義務教育学校としてであります。市内の他の学校と明らかに違う大きな特色がないと特認校を認めることはできません。小規模だけを大きな特色とは言えません。ほかにも小規模の学校はございます。というわけで、小規模特認校は進めたいと思っておりますが、それはあくまでも義務教育学校としての小規模特認校でございます。

今、南中学校は1年生が8人になってしまいました。これを議員はどのようにとらえているでしょうか。中学校は1年生と2年生を足した生徒数が8人になりますと、いわゆる複式学級になってしまいます。ということは、来年度1年生がゼロというふうになってしまうと、1と2を足して8人ですから複式学級になってしまいます。そうすると先生の数が半減します。そのような状況が迫っている中で、現状でよいというような意見で進めて果たしてよいのでしょうか。保護者や地域の方のご意見を、丁寧に議論はこれからも進めて、義務教育学校としての計画を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 小学校1年から中学3年生まで9年制ですよね、一つの学校として1人の校長先生を中心にして運営するということは困難を伴うことだと思います。現在、県内には2校の義務教育学校があり、この2校はいずれも施設一体型の小中一貫の義務教育となっています。南小中で計画されている義務教育学校は施設分離型のものであり、そういった意味では初めての取り組みであります。その意味では、実験校としての意味合いもあります。子どもの将来、学校の将来を考えて、こういった提案の改革案です。現状のままではいいとは考えておりません。改革していくという案をもとにしまして、再検討することを強く求めまして、次の質問に移ってまいります。

大項目3、子どもの学びを保障するために、貧困を乗り越えてに関する質問です。

子どもの貧困が大きな社会問題になっています。2010年の資料では、日本では、子どもの貧困率がOECD平均の13.3%を上回って15.7%、実に、子どもの6人に1人が貧困と

いう状況になっています。中には、食事が十分に取れない、学校での給食が1日の食事の中心であるという子どもも少なくないといわれています。小中学校は義務教育学校ですが、毎月学校に納める教材費などの費用は、小学生で1万1,000円以上、中学生では1万6,000円近くという額となっています。貧困を乗り越えて子どもの学びを保障することは喫緊の課題になっています。

小項目①保護者が学校に納める教材費、給食費などの費用は、入学当初及び年間月平均額は幾らでしょうか。小1児童、中1生徒について、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 3番石井議員のご質問にお答えをいたします。

保護者が学校を通して納める年間の教材費につきましては、小学校新入学児童では約6,000円、中学校の新入学生徒では約1万6,000円となっています。また、給食費については、年間小学校で4万6,310円、中学校で5万820円となっています。

月額で申し上げますと、準要保護に関しましては、小学校1年生で5,135円、中学校で6,400円となっております。

また、個人購入となる新入学時に購入する学用品、通学等に使用する用品を含みますが、小学校では6万円程度、中学校では10万円程度となっています。なお、要保護、準要保護については、学用品費や給食費などの援助を行っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 次に、小項目2、要保護児童、準要保護児童への就学援助金、支給対象品目は何でしょうか。また、支給品目の拡充の考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の就学援助対象品目は、生活保護費用の中で教育扶助や生活扶助に含まれない修学旅行費の実費等でございます。

また、この要保護者に準じる程度に困窮していると教育長が認めた準要保護者は、学用品費、体育実技用具費、修学旅行及び校外活動費の実費、新入学児童生徒学用品費、給食費でございます。

平成23年度から、要保護児童生徒援助費補助金の補助対象費目に、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費が追加されたことに伴い、生活保護世帯においては、それらの費用が教育扶助の対象となったところでございます。

なお、準要保護児童生徒に対する就学援助費目の拡充については、現在予定はしておりません。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） お伺いいたします。体操服は要保護世帯、準要保護児童生徒世帯

への支給品目に入っていますか、お伺いたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 体操服につきましては、要保護児童生徒につきましては、基準額2,210円、学習支援費2,630円、中学生基準額4,290円、学習支援費4,450円の中で支給をしているということで認識をしております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 体操服の費用というのは、たしか夏上下、冬上下等を合わせて1万4,000円くらいになっているというふうに伺っています。支給対象品目には体育実技用具費というのが入ってしまっていて、この中に体操服というのは含まれてはいないんですか。一部含まれているような話ですが、その辺の関係を説明いただけますか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 体育実技用具費につきましては、中学校で使用する場合のみ認められておりまして、授業で使うところ、例えば柔道着とか体育実技として使用する場合には認められております。普段の通常着ている体操服は含まれておりません。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） この体操服を要保護、準要保護の児童生徒に小学校1年生、3年生、5年生、中1、中3と、今一部補助をされているというようなお話がありましたけれども、その額に相当する就学援助金を支給するという場合、その費用というのはおよそ幾らぐらいかかるのでしょうか。今わかりますか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 体操服1万4,000円を支給した場合でございますが、要保護で計算した場合なんですけれども、小学校1年生で56万円、中学校費で93万8,000円が必要と試算しております。ですので、小学校1年生で40人、中学校1年生で67人から試算したものでございます。全体につきましては、申しわけございません、今は計算できておりません。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 体操服はそれがなければ体育の授業ができないわけですね。授業に必要な学用品として考えて、今後要保護児童や準要保護児童には就学援助金として追加支給の対象にすべきではないかと考えますが、検討する考えはございますか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 現在のところ、支給は考えてございません。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ぜひ考えていただきたいと強い希望を申し上げます。

そして次に、要保護児童生徒の1.0倍を超える世帯、これが準要保護世帯の所得になっているわけなんですけれども、この所得の方はそれからさまざまな税や国保税などを差し引かれ

て生活がなかなか厳しくなっているわけです。就学援助金支給基準を現在の笠間市の生活保護基準1.3倍というふうになっておりますけれども、これを1.5倍に引き上げ、対象者を広げていくということが必要と考えますが、見解をお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 本市の就学援助費の対象基準は、要保護者、いわゆる生活保護を必要としている者と要保護に準ずる者が対象となっており、要保護者に準ずる者については、市民税等の減免を受けている者や児童扶養手当の支給を受けている者等のほか、特に必要と認める者となっています。特に必要と認める者については、生活保護基準に一定の計数を掛けたものを認定基準として使用しております。本市では1.3倍の認定基準として設定しているところでございます。

県内市町村の認定基準を見ますと、1.1倍から1.6倍で設定しております。1.3倍という基準は県内15市町村が採用しており、ほぼ平均であると言えます。

対象基準を引き上げる予定は現在ございませんが、援助の必要な児童生徒の保護者に対し、漏れなく就学援助が実施されるよう就学援助制度の周知徹底を図っていくことが重要と考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） さらに検討を進めることをお願いいたします。

次に、小項目④に移ります。

要保護世帯、準要保護世帯に支給される就学援助金の支給時期は、7月、12月、3月となっています。支給時期が4カ月となるため、立てかえが必要となる期間があります。小学校に入学する際の学用品の購入費は6万円で、中学校の入学当初の費用は10万円必要だとなっていますけれども、就学援助金が支給されるのは7月です。小中学校に入学時には多額の費用を工面しなければなりませんし、中には金融機関からの借り入れという方法に頼る家庭もあるようにお聞きします。小中学校入学生徒の要保護、準要保護世帯に対して、新入学用品購入に際しての就学援助金を7月から3月に支給できるようにできないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 現在在校生につきましては、毎年2月中旬までに次年度の就学援助の申請をしていただきまして、小学校1年生につきましては、入学後に就学援助の申請をしていただいております。そして、4月以降に認定をしています。

その理由としましては、笠間市就学援助費支給要項第2条により、支給対象者は市内に住所を有し、笠間市立の小学校または中学校に在学する児童または生徒の保護者と定めております。入学が確定した児童生徒の保護者に支給をすることとしています。入学前に家庭の事情などで他市や他県に転出する方もいらっしゃいます。また、認定基準の判断をするための市民税等の確定が6月になることから、支給時期を早めることは考えておりませ

ん。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

今お話をお聞きしたんですが、これをやるには事務手続というのは非常に煩雑になることが予想されます。しかし、これにより助かる人がいます。苦勞に倍する達成感を得られるのではないのでしょうか。全国的に見ますと、福岡市や埼玉県などの市町村でも取り組みが行われているというような記事が朝日新聞の特集に出ておりました。来年3月から実施できるように、実施に向けた検討を強くお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 石井 栄君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩といたします。

午前11時05分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、16番横倉さん君の発言を許可いたします。

〔16番 横山さん君登壇〕

○16番（横倉さん君） 16番日本共産党の横倉さんです。通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

まず最初に、安心できる介護保険制度についてご質問いたします。

来年4月から、介護保険制度の改定により要支援1と2が自治体の総合事業に移行することになりました。さらに、要支援1と2の人が受けている訪問介護の給付、生活援助やサービスを保険給付から外す問題や介護用具レンタルの問題についてもいろいろな外すことが起きています。そこで、高齢者が安心して生活ができる事業にするために質問いたします。

初めに、要支援1と2、要介護1と2の認定者の推移と全体に占める割合はどのようになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 16番横倉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、直近3年間の4月時点におけます認定者数の推移について申し上げます。

まず、要支援1・2の認定者でございますが、平成26年621人、27年651人、28年749人で、3年間で128人、およそ20.6%増加をしております。

また、要介護1・2の認定者数でございますが、26年1,260人、27年1,299人、28年1,314人で、54人、4.2%の増加、微増でございます。

次に、今年度4月時点におけます要支援1から要介護2までの方の介護認定者全体に占

める割合につきましては、60%となっております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 要支援1と要介護1もふえているということで、全体に要支援1と要介護認定者の割合は、介護保険の認定者の中で6割を占めているということがはっきりわかりました。そういう中で、これからこういう人たちの生活を維持し、身体の機能の改善と悪化を防ぐための継続的な援助が求められていると思います。

そこで、次の要支援1と2、要介護1と2の利用限度額に対する利用率はどのようになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 介護保険サービスの利用については、要介護度ごとに1カ月の利用額に上限が設定されております。平成27年度におけます平均利用月額と限度額に対します利用率について認定区分ごとに申し上げますと、要支援1、月額2万1,053円、利用率は42%でございます。要支援2、月額3万9,712円、利用率は38%でございます。続きまして、要介護1は月額7万3,014円、利用率は43%でございます。要介護2は月額10万2,398円、利用率は52%となっております。なお、要支援1から要介護2までの方の平均利用率は44%で、限度額の半分以下の利用となっております状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 次に、要支援1と2に要した給付費は年間幾らになっているのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 要支援1・2に要した年間の給付費ということでございますが、要支援1と要支援2の方は居宅サービスのみの利用でございますので、平成27年度の年間給付額の合計につきましては、1億9,328万9,815円でございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 来年から猶予期間があつて、全国どこでも4月から要支援1と2の自治体への総合事業に移行しますが、実施内容と予算額はどのように試算しているのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 平成27年の介護保険制度改正によりまして、現在の要支援1・2の方が利用しております予防給付のうち、訪問介護と通所介護が介護予防日常生活支援総合事業へ移行いたしまして、現在同様の基準によります基準型サービスとして実施していくこととなったわけでございます。

また、基準型サービスに加えまして、新たに身体介護以外のさまざまな生活支援ニーズにも対応できるよう、事業基準を緩和し、地域の実情に応じた多様な担い手によります高齢者支援サービスとして「ふれあいサポートサービス」や「いきいき通所サービス」を実施いたします。さらには、住民主体による日中活動の場とした「ふれあいサロン」や専門職が行う短期集中教室型の「元気すこやか教室」もあわせて実施をし、高齢者支援の受け皿の拡大を図ってまいりたいと思っております。

次に、予算額につきましては、総合事業開始初年度であります来年度、平成29年度でございますが、ベースとなる要支援高齢者数、サービス利用者数は伸び率20%の推計等を勘案をいたしまして、事業メニューごとに積算をしております。平成29年度の総合事業合計予算額は、現時点におきまして約9,000万円程度と見込んでおるところでございます。

また、総合事業の財源といたしましては、介護保険特別会計における介護給付費、また、同様の財源構成であり、65歳以上の方の保険料が22%、40歳から64歳の方の保険料が28%、国負担が20%、県負担が12.5%、調整交付金が5%、市負担が12.5%となっております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） これまで要支援1と2にかかった費用は1億を超えているということです。それで来年からの要介護の総合事業の中では、いろいろ身体介護とか幅広いということを言われておりますが、これまで要介護、要支援1と2の方の受けてこられたサービス、そういうものについて今9,000万という予算がされて、いろいろな内訳が出されました。そういう中で、去年、前年度、ことに比べて9,000万ということは少ないのではないかと思います。そういう点でのこれまでの事業に対してサービスが削られないか、そういう心配があります。これはもう実施している自治体から、いろいろ要支援でこれまでデイサービス、週に1回、2回と行っていたのが、迎えにも来ていただけない、そういう中で、要介護、そういう総合事業の中でなかなかそれを使おうと思うと自己負担があるということや何かと言われております。そういう中でこの事業に対して9,000万というのはちょっと低いかなと思うんですが、20%の伸び率を勘案してということだと、専門職や何かと合わせてボランティアさんとか、そういうのになるのではないかと思います。そういう中で、その辺のことをどのように考えているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 9,000万につきまして、少ないんじゃないかというようなご指摘でございます。この9,000万の積算根拠の中で、基準型につきましては、現在の要支援定期間満了者から順次本事業へ移るということになることから、件数、金額については2分の1で計上してございまして、見込みとして約9,000万ということでございますので、この金額より上回る可能性もなきにしもあらずというところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 移行ということで、2分の1の計算ということで、わかりました。そういう中で、次の質問ともダブるかと思いますが、介護保険から総合事業へ移行することによってどのような影響が出ると想定するか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 介護保険から総合事業へ来年度移行してのその影響ということでございます。現在、要支援1・2の方が利用しております訪問介護や通所介護のサービスは基準型サービスとして総合事業へ移行いたしますが、サービス内容は今まで同様、介護専門職による専門的サービスとして提供してまいるのでございます。

また、住宅改修や福祉用具、訪問看護等のサービスは、これまで同様介護予防給付として継続されますので、必要に応じてご利用になれるものでございます。

一方で、新たに構築をいたします緩和をした基準によるサービスでございますが、介護専門職の資格を持たない職員やボランティアなどが担い手となり、基準型サービスにより定額で短時間のきめ細かい生活支援サービスとして、ごみ出しなど身近な支援を必要とする方々にサービスを提供するものでございます。

さらに、地域包括支援センターでは、定期的にご本人の状態確認等を行ってまいりますので、心身の状態が悪化した場合には、要介護認定申請を促し、必要なサービスが受けられるよう調整、支援をしてまいりたいと考えております。

笠間市では、今回の制度改正について、高齢者支援制度のさらなる拡大と充実の機会ととらえ、取り組んでまいりたいと考えており、サービスの質の低下など利用者への影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） これは自治体の裁量でやるわけですので、全国を見ますと、やはりサービスが落ちた、自己負担がふえたということがいわれておりますが、今の答弁からしますと、そういうことがないということが言われましたので、ぜひしっかり守っていただきたいと思っております。

そういう中で、念押しなんです、自己負担はふえる、これからこの事業によってこれまでよりもふえる可能性があるのか、それから自治体の裁量でやるということになれば、費用について必要な支援が削られるということは今の答弁でないかと思いますが、利用者がふえた場合、予算額をしっかりとって、補正が随時行われるのか、その辺もご答弁をお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 利用者負担、利用料のご質問でございます。総合事業の中で、先ほど来申し上げましたとおり、訪問型サービス、通所型サービス、それぞれメニューが

ございまして、その利用者負担といたしまして、例えば訪問看護ヘルパー派遣事業については所得による負担割合、原則これは1割または2割という基準、それからふれあいサポートサービス、これは基準緩和型でございますが、利用権制によりまして定額、また、通所サービスにおきましては、介護予防通所介護、それからいきいき通所サービス、こういったメニューについては、訪問介護ヘルパー派遣事業と同じように、原則1割、2割というような定額負担と率を決めまして、今後やっていきたいと考えておりますので、かなりふえるということではないというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 介護利用負担というのが昨年8月から一定の所得がある人にとっては1割から2割の負担になったわけです。その人の人数と割合、それから平成28年、ことし8月の制度の改正で、補足給付、それは施設などに入っている場合の減免制度がなくなる、そういう減免制度に対する補足給付の影響なんです、この影響を受けた人数と値上げ額はどのようになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 平成27年8月の制度改正によりまして、介護サービスを利用した場合、利用者本人の合計所得金額が160万円未満の方は1割、それを超える場合には2割を自己負担していただくこととなっております。

ことし8月時点の内訳を申し上げますと、1割負担の方が3,166名、2割負担の方は228名、割合にいたしますと約6.7%の方が2割負担ということになっております。

なお、自己負担には限度額が定められておりまして、高額な負担をされた場合には、高額介護サービス費として限度額を超えた分を利用者に支給する制度がございます。それによりまして2割負担の方も所得額に応じ自己負担が軽減されます。支給対象者は65名でございます。

また、低所得者が施設入所やショートステイを利用する際に、自己負担となる居住費と食費の負担を軽減する制度がいわゆる補足給付でございます。この制度につきましても、所得状況によりまして区分が3段階に分かれており、1段階が生活保護の方、2段階が非課税世帯で所得と年金の合計が80万円以下の方、3段階は非課税世帯で1と2に該当しない方が対象者となるものでございます。

ことし8月より2段階の収入の算定方法が改正されまして、これまでの課税年金に加え、遺族年金や障害年金の非課税年金も収入として算定することとなったものでございます。それにより2段階から3段階に変更になった方は146人で、月額利用料は施設の部屋のつくりの中で最も多い多床室で比較いたしますと、7,800円の増となるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 160万の所得ということですが、高齢者になればこの介護保険の

ほかに医療費もふえているわけですよ。血圧が高いとか、心臓病を持っている。ですからこの160万の所得から2割というのは非常に重い負担になっているのではないのでしょうか。そしてまた、家族、ご夫婦でやはり介護を受けるとなると、受けられる状況ではなくなってしまうのではないのでしょうか。これまで1割が2割になったということは本当に高齢者にとって重い負担であります。そういう中で、上限があるとはいいながら、やはり2割負担というのに対する市の利用料の軽減策を図るべきではないかと思いますが、この辺の見解を伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 2割で高くなるということでございますが、所得制限を設けてましての中での1割、2割ということでございまして、また、それぞれ先ほど申し上げました高額介護サービス費、いわゆる高額なサービス費用を出した方に対しましては、その利用者に返還するといいますか、超えた分を支給する制度等、高額介護サービス費の制度等がございます。こういったもので制度を使っただけということで対応していただきたいというふうに思っております。

また、他施策の活用ということで、その辺につきましても、きめ細かい相談に応じながら今後とも介護保険制度の中で推進をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 全体で見るとちょっとわかりませんが、去年2割給付になった方で、補足給付や何かが影響して、施設での支払いが最高でどのくらいふえているか、具体的にお示してください。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 先ほど来申し上げました答弁の中でございましたが、施設等の月額利用料の中で一番多いのが多床室を使っているわけでございますけれども、金額的に申し上げますと、月額利用料が7,800円増となったというところでございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 今ユニット式で多床ということではなくて、個室になっている場合、5万とか7万とかふえたとか言う方も出ておりますので、そういう点では、個室についての料金についてどの辺になっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 2段階と3段階の差額ということでございます。多床室で今申し上げましたが、ユニット型の個室、それからユニット型の準個室というものがございますが、準個室で申し上げますと、1万4,700円、個室で申し上げますと、2万4,600円、これが2段階の方でございます。また、3段階の方につきましては、準個室が3万9,300

円、個室が同じく3万9,300円となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 今ユニット型で個室が多いと聞いております。そういう点では、やはり3万9,000円の増加ということは本当に高齢者の暮らしを圧迫していると思うんですが、こういう制度に対する改悪をやめるような国に働きかけをすべきですが、次の質問に移ります。

福祉用具の種類と役割はどのようなものがあるか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 福祉用具の種類と役割ということでございます。介護保険制度におけます福祉用具に関する給付は、福祉用具の貸与と福祉用具の購入の二つの給付がございます。

福祉用具の貸与につきましては、車椅子、介護用ベッド、歩行器など、主に衛生用品以外の物品13種類が対象となるものでございます。

福祉用具の購入につきましては、ポータブルトイレや入浴補助用具など、主に衛生用品の物品5種類が対象となるものでございます。

いずれの給付につきましても、在宅で生活する方の生活機能の維持、改善、状態の悪化の防止、また、介護者の介護負担の軽減を図る役割を担っておるものでございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 今の費用についてはどのようになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 費用についてということでございます。ただいま主な福祉用具の貸与として車椅子と介護用ベッドについて、平成28年4月の利用実績をもとにご説明をいたします。介護の車椅子の貸与については、平均的な利用料は月額約600円となっております。要介護度別に見ますと、要介護3から要介護5の方の利用が多くなっているというような状況でございます。次、介護用ベッドについて申し上げますと、利用者は470名、平均的な利用料は月額で約800円となっております。これも介護度別に見ますと、要介護2から要介護4の方の利用が多くなっているということでございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 車椅子については600円、ベッドについては月額800円ということで、介護度2から4の人が多く使われているということです。

政府は介護保険制度の福祉用具レンタルや要介護1と2などの生活援助、これはお掃除とか調理、洗濯など含まれます。自宅改修費など介護保険から外し、自己負担とする見直しを今進めております。軽度者を中心に削減が進められようとしています。これらは重度

化を進める恐れがあり、中止を求めるべきだと思います。利用者の自立支援、それから介護負担を軽減するために今の仕組みを継続するべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 現在、社会保障制度審議会の介護保険部会におきまして、いわゆる段階の世代、75歳に到達する平成37年に向け、介護保険制度を維持、また継続するための制度の見直しが行われているところでございます。

その中で要介護1・2の方に対します生活援助サービス、また福祉用具の貸与等について、検討がなされているわけでございますが、見直しの中では単に介護保険の給付の中から外すということではなくて、地域支援事業への移行を含めた検討がなされていくこととされておりまして。今後、さらなる高齢者数の増加やそれに伴います介護サービスの利用者の増加が見込まれる中で、将来にわたる制度維持の必要の観点から制度改正の中止を求める考えはございません。

しかしながら、介護保険は高齢者支援の中心となる制度でございますので、国の検討内容について今後も注視してまいりたいと思っておりますとともに、市としてその受け皿となります地域支援事業の充実も今後図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 高齢化、団塊の世代がふえるということで、持続可能ということでこれらの利用料や負担ですか、どんどん引き下げられる。一方で、それを充実した取り組みが自治体としてやられるというふうになっているわけですが、本来の介護保険制度の決められた経緯を見ますと、家族介護では到底無理だということで社会的に介護を支えるということでこの介護保険は発足したわけです。生活援助は単なる家事援助ではなくて、ヘルパーと利用者の協働を通じた自立支援であります。保険給付は外されるというか、今こういう中で自己負担、ほかの事業と組み合わせると言っておりますが、なかなかそこが削られていくということは持続可能ということの名のもとに、どんどん削られて保険から外す。

最初にお聞きしましたように、要支援1と2、それから要介護1と2の方はもう6割を占めているわけです。介護保険の認定者の中の6割が介護保険制度から何らかの形で別な事業に移されていくということは、全国一律のサービスが保障されるかどうか懸念される場所です。そういう点では、しっかりこの介護制度、社会保障としての介護保険サービス制度、持続可能という名のもとに、どんどん削るのではなくて、やっぱりしっかりと制度を守っていただきたいと思っておりますが、そういうお考え、もう一度お聞かせください。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 来年29年度から総合事業に移行するというところであります、

この事業も介護保険制度の給付からではなくて、介護保険の保険料から賄われるものでございまして、介護保険のくくりの中では同じ部分でございます。そういった中で、今後ますます団塊の世代、昭和22年、23年、24年生まれの方が75歳となる平成37年、本当に高齢者の方が多くなる状況でございます。そういった中で、従来の介護保険の中の制度を使うと同時に、それを支えるボランティアの方、あるいはボランティア以外の方、地域の方、こういった方のお手をお借りしながら支えていく、本当に社会で支えていくというような形で今後やってまいりたいというふうに考えております。改悪ということではなくて、今後介護保険の制度改正等もでございます。そういった中で、高齢者にとって地域で尊厳を持って生活できるような制度、あるいはサービス、そういったものを今後つくってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 去年、要介護1と2、特養に入る人の基準が要介護3ということで、要介護1と2の人は特養からはずされております。また、要介護1と2が保険制度からの枠組みが外されるということは、やはり介護難民を大量に生み出す恐れがあるのではないかとこのことを心配したわけです。今の答弁の中で、しっかりそういうことのないようにやるということですので、ぜひ高齢者が安心して暮らせる制度をしっかりと実行していただきたいと思っております。

次に移ります。

次に、学童保育の充実について伺います。

下校後の児童の保護に欠ける家庭がふえている中で、学童保育の需要が高まっています。子どもの健やかな成長を保障するために、学童保育の内容の充実が求められています。伺います。学童保育の利用児童数と児童総数に占める割合はどうなっているのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 学童保育の利用児童数と割合はというご質問でございます。

市内11小学校児童クラブの通常利用であります4月から7月の平均利用率と夏休み期間中でありまして8月の利用率に分けてお答えをしたいと思います。

4月から7月の平均利用率でございますが、児童数3,699人、全体の児童数でございますが、3,699人に対しまして、放課後児童クラブ、学童保育の利用児童数につきましては、867人でございます。利用率は23.43%でございます。

また、8月の利用児童数につきましては、児童数3,699人に対しまして909人で、利用率は24.57%でございます。従いまして、4月から7月の通常期と比べまして夏休みの利用が若干1%ほど増加するというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 学童保育、25%に近いわけです。そういう中で、やはりこの学

童保育の中身がすごく大事になってくると思います。そこで、学童保育の長期休暇、春休み、夏休み、冬休みがあるわけですが、における給食体制をつくるべきではないかと提案するわけです。夏休みが終わった後、育ち盛りの児童の体重がふえてない、また、子どものちゃんとした食事が取れてない状態も聞かれます。今、子どもの貧困、6人に1人といわれております。そういう中で、この25%、4分の1を占める子どもたち、大きなウェートを占めているわけですが、そういう中で給食センターなどを活用し、お昼、給食の提供を図ってはどうか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 長期休業中におけます学童保育の昼食につきましては、現在お弁当を持参していただいております。学童保育におきましては、学校施設と違いまして、給食を保管保存する施設がございません。また、食物アレルギー等の防止が困難であること、さらに、学童保育の趣旨でございます家庭的な環境の中での保育を実践していく上でも、お弁当をつくり、持たせるということで親には子への愛情、また、子には親の感謝ということを感じてもらいたいことから、本市におきましては学童保育の給食体制構築は現在考えてございません。

県内の実施状況を見ますと、776の学童保育クラブの中で7クラブにつきましては給食の実施を提供しております。7クラブは全て保育園等、給食設備を有する民間の学童保育クラブとなっており、公立で実施している学童保育クラブで現在給食を出している所はございません。

長期休業中における学童保育の昼食については、今後もお弁当の持参をお願いしていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） お弁当を持っていくという家庭的な生活というのはすごく大事だと思います。しかし、現実的には働く女性もふえていますし、非正規、かけ持ちの仕事をされている保護者もいるわけです。そういう中で、やはりこの食の問題というか、子どもたちの健やかな成長を保障する、そういう点では、これからの推移というか、いろいろなところの検討をしながら、今のところやることはないということですが、学童保育の充実のためにも、月に1回とか週に1回、月に何回とかということで、ご飯だけ持って行って、カレーとか、そういうことも考えられると思います。これからのこの問題は課題として提案するだけで、次の問題に移ります。

学童保育のおやつの内容について現状はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 現在の学童保育のおやつの内容というご質問でございますが、学童保育におきまして、通常利用のときはおやつを提供を1回、また、長期休業中におき

ましては、午前中に1回、午後に1回提供をしておるところでございます。

内容につきましては、各学童保育によって異なりますけれども、基本的には市販の駄菓子等でございます。具体的に申し上げますと、おせんべい、クッキー、プリン、ゼリー等になっておりまして、1回当たり4から5種類を提供しております。また、暑い時期にはアイスクリームやかき氷などを提供している状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 市販のものがほとんどだということですね。今学童保育でも校外活動なども時々はやられるのではないかと思います。今笠間市でも季節の果物、野菜、サツマイモでもジャガイモでも何でも取れるということがあります。そういう中で、市販のものに加えて、おやつに季節のもの、これらの利用はできないのか、市販のものというよりは栗をふかしてとか、サツマイモ、ジャガイモなどを簡単にふかしておやつにする、そういうことができなのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 先ほどお答えしましたおやつのほかに、児童に季節をやはり感じてもらうために季節の食べ物を現在提供しております。具体的に申しますと、蒸したサツマイモやジャガイモ、また、トウモロコシ、栗、スイカ、トマト、リンゴ、ミカン、イチゴ、磯辺もちなど、こういったものにつきまして季節を感じてもらうために子どもたちに提供しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） ありがとうございます。それは聞き漏らしてしまいました。これは季節ごとですので、それぞれあると思います。地元の農産物の提供、これは本当に大事かと思えます。ぜひ利用の拡大を求めたいと思えます。

次に、指導員の資格と待遇はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 学童保育の指導員の資格と待遇ということでございます。学童保育に従事しています指導員は、児童の実務経験がある保育士、また幼稚園教諭等の資格を有する者が中心となりまして現在実施をしておるところでございます。

また、平成27年度より茨城県が主催となり、学童保育を行う者の質の向上を図る目的で放課後児童支援員の資格を取得するための研修に参加をしております。また、毎年市が主催しまして、実際の現場で課題となる発達障害児への対応とかかわり方など専門の講師による講習会を開催しておりますほか、緊急時に適切な対応を行うことができるよう、消防署の協力によりまして、普通救命講習会を実施し、さらなる質の向上を図っておるところでございます。

指導員の待遇につきましてですが、通常の方は週3日から4日、時間といたしまして5

時間程度従事をしていただいております。夏休みなど長期休業中は週3日から4日、時間といたしまして6時間から8時間の従事をしているところでございます。

賃金につきましては、勤務形態により異なりますが、時給800円から1,000円となっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 資格も去年から県の研修を修了するということもありまして、こういう資格については十分検討されているかと思えます。

しかし、待遇の問題で、時給800円から1,000円ということですが、見受けるところ、若い方も何人かいらっしゃると思います。そういう中でのこの時給の引き上げ、子どもの大事な保育の時間ですよ。専門的な知識も持っている方がなっているわけですので、待遇改善、この時給を上げる考えはあるかどうか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 先ほど答弁いたしましたとおりでございます。勤務形態によりまして、週の働く日数、それからそれぞれの時間によりまして現在時給800円から1,000円の間ということになってございます。この賃金につきましては現行のまま対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） そうすると1日通して働いている方は何人ぐらいいるのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 1日通して働いている方は1教室2人以上ということになっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 1日通してという方クラスに2人ということですが、この人たちの賃金は800円から1,000円の中に入っているのでしょうか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 入ってございます。お見込みのとおりでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 1日通してということで、高く見ても1,000円ということになれば、月給としてはなかなか大変な状況ではないかと思えます。ぜひ今後、こういう待遇改善についても検討されるようお願いして、次の問題に移ります。

次に、豪雨対策について伺います。

最近記録を超える豪雨が頻発しています。市民の安全、衛生、安心な生活を確保する

ために排水対策は喫緊の課題です。友部小は拠点避難所にも指定されています。

友部小学校の排水問題の改善について以前取り上げてまいりました。短時間の雨の中で膝まで浸水したということもありまして、車も3台だめになったという事実もあります。その後、暫定的であります、友部小学校の駐車場の所をかさ上げしたわけですが、その後も膝までということではなくても冠水が起きているということがあります。笠間小学校の排水問題の改善について、その後の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 笠間小、友部小……。

○16番（横倉きん君） ごめんなさい、訂正いたします。友部小学校の排水問題の改善についてということで、訂正させていただきます。

○都市建設部長（大森 満君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

友部小学校の排水問題の改善について、その後の進捗状況、それと今後の見通しについてとのご質問でございますが、友部小学校の排水改善につきましては、平成26年に校舎前の駐車場整備といたしましてかさ上げ工事を実施してございます。これによりまして整備前よりも冠水高が20センチほど低くなりまして、状況は改善されております。しかし、現在も大雨の際には冠水しておりまして、解消には至っていない状況でございます。

今後の見通しについてでございますが、昨年度より実施してまいりました友部小学校周辺を含みます市道（友）1級6号線の排水整備基本設計が本年7月に完了いたしました。これをもとに、今年度排水整備工事に向けての詳細設計をこの10月より実施していく予定であります。今後もさらなる排水改善に取り組みながら、教育環境の安全を確保し、拠点避難所としての役割が果たせるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 7月に計画が完了したということですので、この実施についてはいつごろ実施に移るのか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） この10月から詳細設計のほうを発注する予定でございます。それにつきましては今年度いっぱい詳細設計のほうを完了させたいというふうに考えてございます。

実際の工事につきましては、来年度からということで考えてございますが、こちらも交付金事業等を活用しながら、市の支出を減らしながら進めていきたいと考えてございますので、段階的にはなりますが、早期に整備できるように努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 友部小学校は拠点避難所の一つであります。そして教育の現場でもありますので、ぜひ早急に、来年からということでしっかりやっていただきたいと思

います。

次に、八雲2丁目の排水対策についての見通しについて伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 八雲2丁目の排水対策についての見通しについてとのご質問でございます。当該地区につきましては、最近の大雨によりまして冠水被害が発生しておりまして、地区の皆様方に対しましては大変ご心配とご迷惑をおかけしております。その改善のための排水対策につきましては、昨年度より実施してまいりまして、その排水整備工事を行うための詳細設計がことし8月に完了したところでございます。今後におきましては、これらをもとに今年度より流末部分から排水整備に着手してまいりたいと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 大雨が降ると下水道がはき切れないということで、大きな被害が出ているわけですが、この八雲町の調整池の設定はどのようなになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 整備をするための詳細設計の中で調整池が必要であるというふうな検討結果が出まして、調整池につきましては、市役所と公民館の間にございます堀になっています駐車場、そちらのほうを調整池として利用していきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 豪雨がしょっちゅう頻発しているわけですので、早急な対応を求めたいと思います。それに付随しまして、警告灯、電光掲示板の設置なども、こういう交通の安全を図るためにその辺の設置はどのようなになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 排水に対する警告灯と掲示板ということでございますが、今のところ、そういった設置のところは考えてございません。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） ぜひ市民の安全を守るためにも早急な取り組みを求めたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君の質問を終わります。

ここで1時まで休憩といたします。

午後零時10分休憩

---

午後零時59分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番石田安夫君の発言を許可いたします。

〔8番 石田安夫君登壇〕

○8番（石田安夫君） 8番石田安夫でございます。一問一答方式でお願いをいたします。  
初めに、自治体の災害対応について伺います。

先月、災害擁護タスクフォースの話をお伺いしました。国立研究開発法人防災科学研究所社会防災システム研究部のマスタさんという方からお伺いして、今回の一般質問をすることになりました。そのマスタさんの話の中で何点か話がありましたので、お話をさせていただきます。

過去の予防情報が活用できなかった自治体の災害対応。関東東北豪雨や熊本地震への自治体の災害対応の状況を見てみると、その対応の難しさが浮かび上がっております。例えば、常総市では事前に作成された予防情報がうまく活用されていませんでした。鬼怒川、小貝川の水害マップは6年前に作成され、市内全域に配布されておりました。今回の浸水域はほとんどその内容そのものでしたが、住民が避難に至りませんでした。東日本大震災で庁舎が傷んだため、庁舎を建てかえましたが、浸水想定地にそのまま建築をしてしまい、せめて1メートル、2メートル盛り土をしていれば浸水は防げたということでした。非常用発電機を屋上にするとかという話でしたが、私ら議員も市長も防災マップができていたのに、新たな庁舎を建てた所は土盛りをしていなかった、浸水するということがわかっていたのにやらなかったという話がありました。また、混乱した九州の熊本地震についてもお伺いをいたしております。

罹災証明書の話がございまして、やっぱり人が足りなくなってしまう大変だったということでした。ここには、次に申しますけれども、災害広報ということで、コミュニティFMが設置されました。しかしながら、このコミュニティFMはどこから来たのかというと、水戸の方が被災地に行ってやったということでした。

今回、伺いますけれども、茨城県と防災科研が締結した包括的な防災協定に基づき、県、県内市町村、防災科研とが一体となった新たな防災システムタスクフォースについて伺います。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 8番石田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、新たなシステムであります被災者支援システムというのがございます。これにつきましては、防災科学技術研究所が構築をしております。具体的な支援の内容につきましては、罹災証明の発行システムでありますとか、要支援者の支援システム、ボランティアを必要とする被災者とボランティア活動をする方をつなぐシステムのほかに、道路通行可否の情報や上下水道の復旧情報等を表示した地図を作成して、ホームページで公開できるなど、災害時には画期的なシステムとなっているところでございまして、昨年の常総市の災害の際には活用されたというふうに聞いております。

災害支援のタスクフォースでございますけれども、この被災者の支援システムを活用する特別なチームでございます、県、市町村、関係団体からの職員から、住家の被害認定でありますとか、被災証明、廃棄物対策、生活再建などの各業務に精通するスペシャリストの登録を行いまして、災害があった被災市町村にそのスペシャリストを派遣しまして、被災市町村の各業務を支援するというようなシステムでございます。

しかしながら、先ほど述べました被災者支援システムにつきましては、維持管理や更新する費用が大きな負担になるということから、市町村によっては導入が困難である場合も想定されております。

このようなことから、茨城県は防災減災に向けた取り組みを推進するために、包括的な連携・協力に関する協定を平成28年3月に防災科学研究所と締結をしておきまして、防災対策に関する調査の研究、各種データシステムの利活用、県民への啓発広報活動、知的人的資源の相互活用につきまして、連携協力を行うこととなっております。

今後、本市におきましても、災害の種類、規模に応じまして対応が円滑に進められますよう茨城県と連携してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。私の聞いている内容と、皆さんが聞いている内容、大体同じだと思うんですけども、ただ、実施段階に当たってまだ動いてないというのが本来の感じかな。

2番目のスペシャリスト、要するに、自治体における防災のスペシャリストを平時から訓練と講習などに専門家として育てていくということなんですけれども、その待遇をどうするかというのもまだ決まってはいないですよ。その辺お伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 被災地の支援にかかわりますスペシャリストにつきましては、派遣元の市町村から被災地市町村へ派遣することになりますけれども、派遣先の市町村では緊急性の高い特定の課題に取り組む特別チームで、重要な災害支援業務に当たることとなります。しかしながら、スペシャリストの待遇などにつきましては、現在は具体的な内容が示されておりませんので、今後の動向を踏まえた上で、茨城県と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） そういう答えだと思うんですけども、やはり特別な訓練とか、学ぶこととかするわけですから、待遇も違う形にしてほしいと思います。一般の職員は二、三年で異動をして、全体的なものをわかるようにして課長さんとか部長さんになっていくわけですけども、このタスクフォースというか特別職、茨城県は話に聞きますと、二分割して分けて、つくばと水戸圏みたいな二つに分けて考えているという話でございました。

また、茨城県だけではなく、他県もこれに入って、組織をつくっていかうという話がご

ございましたので、しっかりとその辺も踏まえていい人材を出してほしいと思います。

次にかわります。

次に、空き家活用について伺います。

実は、空き家については、CCRCとか移住とか、いろいろな話で空き家をどんどん活用しようということで、空き家バンクなどを今笠間市はつくっておりますけれども、空き家そのものをできれば市営住宅として使えないかという思いでお話をさせていただきます。

笠間市にも現在市営住宅が何カ所かございまして、そのうちで2カ所ぐらいが老朽化して更新が不可能みたいなボロボロの状態、その人たちが出ればそこは閉鎖するみたいな形になっておるんですけれども、それとは違う一般の空き家を、例えばリフォームしたりしてそれを市営住宅として転用できないかなというお話でございます。空き家活用に市営住宅の転用ができないものかお伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 石田議員の質問にお答えいたします。

空き家活用に市営住宅の転用ができないものかというご質問でございますが、大都市圏の公営住宅におきましては、希望しても入居できない世帯が数多く、公営住宅が不足している状況でございます。このことから、国におきましては、今年度から全国の空き家のうち耐震基準を満たす賃貸住宅、それと戸建て住宅を活用しまして、子育て世帯並びに高齢者の方々が割安な賃料で入居できるための制度設計に着手する方針ということでございます。

本市の市営住宅につきましては、公営住宅法に基づきまして、住宅に困窮する低所得の方、また、高齢者、障害者、子育て世帯等の方々が安心して暮らすために、低廉な家賃でお貸しすることを目的に建設された住宅となっております。本市は現在353戸の市営住宅がございます。8月末現在におきましては、21戸が空き室となっており、入居を募集している状況でございます。また、県営住宅におきましても、笠間市内に253戸ございまして、28戸が空き室となっております。市営住宅と同様に入居者を募集している状況でございます。このようなことから、空き家活用としての市営住宅への転用につきましては、現在のところ考えていないという状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。国の施策の中で、政府は介護住宅化とか準公営住宅化を進めているということで、笠間市もできればいろいろな補助制度を利用して市営住宅として転用できないかなという私の思いで、実際に廃止されるというか、古くなった戸数がどのくらいあるのかな、七、八十ありますよね。その七、八十の人たちが笠間市にそのまま残ってくればいいんですけれども、実際は水戸のほうに転出してしまおうとかしておるので、その辺もうまく、さっき言った市営住宅が21戸、県営が28戸あるんだということですけども、その辺はどのような形になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 現在、住宅につきましては、笠間市内に市営住宅が13団地ございます。そのうち寺崎住宅以下、6住宅団地が空き戸数に対して募集を停止している状況でございます。これは空き家の長寿命化計画に基づきまして、平成24年3月に策定したものでございますけれども、平成33年までに今申しました6住宅のうち石井不動前住宅、それと佐白住宅、北の入住宅、この3団地につきまして建てかえをして75戸の戸数を生み出すと。それ以外の寺崎住宅、寺崎第2住宅、稲田第2住宅につきましては、入居者が退去した後に廃止するというふうな状況でございます。

それと、県営住宅につきましても、笠間地区に関しまして、笠間アパート、笠間住宅、来栖にございますが、それと福原アパート、友部地区におきましては松山アパート、松山住宅、太田町にございます、それと友部アパート、九つでございますが、計6団地、31棟ございます。これも先ほど申しましたが、253戸ございまして28戸が今のところ空いているというような状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。転用は難しいということですよ。地域的には、都市部はどうしてもあれですけども、地方部は空き家がふえてしまうよりは、新たな方がそこに入っていただけがいいんじゃないかということでこの空き家活用、移住だけじゃなくて、市営住宅に転用できないか、要するに、リフォームもして、ある意味で大家さんも安心できるわけですよ。ある程度の収入が入る。それを借りるほうは普通の住宅じゃなくて、市営住宅なんだから家賃も収入によって決まるわけですよ。そういう意味があつて転用できないのかなということ伺ったんですけども、それでもやっぱり転用はできないのかな、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 本市におきましては目的は異なりますけれども、国の制度設計を検討している、今の事業、来年度2017年にそういったことで国のほうはまとめるということで聞いてございますが、それと同様の事業を笠間市としまして先行して実施してございます。相互の目的並びに現状等を精査しまして、今後の国の政策動向を注視しながら精査してまいりたいと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。これ、国のインターネットで取ったもの、空き家の準公営住宅化の検討という資料の中で笠間市も含まれていて、市が空き家を借り上げ、移住検討者に貸し出し、希望者は1週間から4週間、福原の所の話だと思ふんですけども、しっかりといろいろな政策が出てまいりますけれども、実現に向けて頑張っていたきたいと思っております。

国はやっぱり空き家をどうにかしたいというのが趣旨だと思ふんです。実際にこれを見

ると、なかなか、不動産業者を圧迫しかねないため慎重な議論が必要だ、また、財源も不足しているという、そういう話がずっと載っておりますけれども、やっぱり新たなものをつくるということとそれなりにお金もかかる、財源も必要だし、ある意味で空き家を活用できないかなということでお伺いをいたしました。

以上でこの質問を終わります。

次に、認知症支援に関する取り組みについて伺います。

1. 高齢者SOSネットワーク事業の見守りの協力事業の登録拡大について、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 8番石田議員のご質問にお答えをいたします。

高齢者SOSネットワークの事業につきましては、市内の認知症高齢者等が行方不明になった際に、防災無線の活用や協力員及び協力事業者に対し、ご本人の詳細な情報をファックスやメールで提供しまして捜索協力を呼びかけることで行方不明者の早期発見を目的とした事業でございます。

本事業は、以前より地域の高齢者の見守り活動にご協力をいただいた金融機関や牛乳配達店など見守り協定提携事業所を中心に、制度説明と協力の依頼を行い、平成26年11月より11業種42事業所で開始をしたところでございます。

その後、ホームページや広報かさまへの掲載、及び医療介護職の方々の会議などで協力の呼びかけを行いまして、介護事業所や新聞配達店、バスやタクシーなどの事業者が加わり、現在は16業種60事業所に協力機関として登録をいただいております。

これらの協力事業所は市内を巡回したり、高齢者と接する機会が多い職種であることから、業務を行いながらの発見や情報提供をお願いしております。今後さらに高齢化が進む中で、行方不明者の早期発見につなげられるよう、本事業の継続的な周知活動などの取り組みを行いながら、参加事業所の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。インターネットで取った資料をずっと見させていただきました。初めは40社で今60社ということで、毎年少しずつ変わっていると思うんですが、ことしはどのような事業者が入ってきたのか、SOS事業者になってくれたのか、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 今年でございますけれども、今年度は平成28年3月18日締結で、特別養護老人ホームが1カ所、それから8月1日、こちらはやはり介護事業所ですけれども、有限会社看護ケアセンター、本年につきましては2事業所でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。ありがとうございます。たくさんの方にお骨折りをいただいて大変にありがたいと思います。引き続き、もう少し拡大していただいて、何かあったときにすぐに声をかけていただけるような形にさせていただきたいと思っております。

次に、2番目認知症相談員、認知症初期集中支援チームの配置についてお伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 次に、認知症相談員、認知症初期集中支援チームの配置についてでございますが、認知症支援に関する取り組みでございます。

市では、認知症の早期発見、早期診断を目的に、医療と介護が連携し、地域での安定した生活を送るための相談支援体制の構築を進めております。平成26年度より認知症推進委員として市職員3名の配置をしながら、専門的施策の推進や認知症の相談支援の基盤をつくりました。また、平成27年11月には、市内の医療機関や介護関係事業所のご協力をいただき、地域の身近な相談役として8名の方に認知症地域相談員を委嘱いたしました。この取り組みは県内では笠間市だけが行っているものでございます。

さらに、今年度中に市立病院職員と地域包括支援センター職員がチーム員となりまして、認知症サポート医である市立病院・石塚院長と協力いたしまして、認知症初期集中支援チームとして相談支援に当たる予定となっておりますところでございます。

今後とも、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症地域相談員が連携をいたしまして、地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。この集中支援チーム、お医者さんも含めてということなんですけれども、日常相談員とともに一個人をどういう形にしていくかという話をするのかな。その辺伺いたい。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 認知症の初期集中支援チームでございますけれども、こちらはチーム体制としましては、認知症のサポート医師が1名、専門医が2名、こちらは医療系と介護系1名、合計3名でチームを構成いたします。

内容でございますけれども、医療や適切な介護サービスを受けていない方や、認知症状により著しく日常生活に支障があるため対応に苦慮されている方の所に支援チームが訪問をいたします。その後、専門医を含めた会議で支援方針、援助方針を決定いたしまして、医療や介護サービスにつながるまでの間、集中的に訪問、それから指導を行うということでございます。

それから認知症の相談員でございますけれども、こちらは先ほど8名と申し上げました。市内の施設の方にそれぞれ認知症相談員になっていただきまして、施設内はもちろんのこと、地域での認知症の相談に乗っていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。地域の相談員、施設だけじゃなく、その地域の、こういう状態なんですけれどもどうですかと来た場合には承るということですよ。わかりました。

それでは次に、認知症カフェやコミュニティーカフェのモデル事業について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 認知症カフェやコミュニティーカフェのモデル事業でございます。認知症カフェについてでございますが、認知症の方やその家族、それから介護職員、地域の人たちが気軽に集まり、お互いの悩みや体験を話し合う交流の場として、平成28年2月から7月まで地域の事業所の場所をお借りいたしまして、モデル的に実施をいたしました。そして本年8月からは本格実施となりまして、市内2カ所でございますが、開催をしております。

次に、コミュニティーカフェについてでございますけれども、今年度モデル事業といたしまして、池野辺地区公民館でコミュニティーサロンを開催しております。高齢になってなかなか外出する機会がなくなり、自宅に閉じこもりがちになってしまう方もおりますが、サロンに来ることでほかの方々とコミュニケーションを図ることができ、脳の活性化にもつながります。コミュニティーサロンは老若男女を問わず気軽に誰でも参加することができる憩いの場となっております状況でございます。

このように、地域事業所や地域住民主体の事業を進めることで認知症の方に優しい地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、認知症に対する住民への理解啓発を図るため、9月の市報におきましては、認知症の特集記事を掲載することといたしまして、9月号の広報かさまでございますけれども、この中で特集といたしまして「認知症を知る」ということで見開きで特集に組んでおります。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） ありがとうございます。認知症カフェのほうは2月から7月までやって、また継続で8月からも2カ所でやっているということなんですけれども、毎日やっていて、いろいろなモデル事業ですから初めはわからない、初めはある程度啓蒙して、こういうことをやりますという形だと思うんですけれども、初めはどの程度の人数が集まって、最終的にはどういう形、8月からまた本格的に2カ所でやっているということなん

ですけれども、その辺、どの規模でやっているか、お伺いをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） モデル的に2月から4月まで毎月1回ずつ実施をいたしました。1回に約20名の方が参加をされております。8月から本格実施ということですが、先ほど申し上げましたとおり2カ所ということで実施をしておりますが、今のところ、こちらの認知症カフェにつきましては、毎月1回のペースでございます。また、コミュニティーサロンにつきましても毎月第3月曜日ということで9時から4時までやっている状況でございます。

それから先ほどありました2カ所やっている所でございますけれども、1カ所につきましては「カフェテリアフライブルグ」という所で実施をしております、毎月第3水曜日、2時から3時半まで、こちらは6名から7名の参加でございます。

それから、「啓発笠間」におきましては、毎月第3日曜日、1時から4時まで開催をしております。こちらは15人の参加を見ている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） 細かく、ぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。この池野辺のほうの話なんですけれども、これは9時から4時までということは、日中どういう形で面倒を見るのか、細かくお話をいただければと思います。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 「サロン池野辺」と申しまして池野辺地区でコミュニティーサロンを実施しているわけでございます。9時から4時までということで、場所は池野辺公民館を使ってやってございます。この中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと生活するために、身近な地域の方々との交流ということで、いろいろ話、相手といただきますか、話し合いをしたり、こういった中で、例えば困ったことがあったりとか、そういったものの相談に乗ったりとか、そういったものやっております。こちらは住民主体で相手としまして参加者20名ぐらい、自由に出入りができてということで、本当に出入り自由な中でサロンというような形でやってございます。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） このコミュニティーカフェというのは認知症とは全く関係ないということですね。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 認知症カフェとコミュニティーカフェ、サロンと二つに分かれるような形になっておりますが、この中では、高齢になると、先ほど申し上げましたが、なかなか外出ができなくなったり、自宅に閉じこもったりというあれがあるものですから、

そういったものがなくなるように、閉じこもり予防といいますか、特に高齢者になりますと、女性よりも男性のほうが閉じこもるといような傾向があるようでございます。そういった中でこういったコミュニティーサロンに参加をしていただきながら、閉じこもり防止ということも一つの狙いとして考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君。

○8番（石田安夫君） わかりました。以上で私の質問を終わりますけれども、しっかりと認知症と地域の老人の方を大事にしていくというのはある意味で大事なことなので、ぜひしっかりと、また、先進的にやっている部分もありますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（藤枝 浩君） 石田安夫君の質問を終わります。

次に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

〔12番 西山 猛君登壇〕

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛です。一問一答方式で質問いたします。初心に帰って質問するつもりでございますので、わかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

大項目1、笠間市の学校教育について、小項目①合併当時の小中学校の状況について、これは児童生徒数、あるいは教職員数、あるいは学校舎の数をお願いしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 西山議員のご質問にお答えをいたします。

合併当時、平成18年度の状況ですが、まず、学校数は、小学校が14校、中学校が7校です。児童生徒数は5月1日基準の学校基本調査の統計で、小学生が4,627人、中学生が2,414人、合計で7,042人でございます。教職員につきましては、小学校で266人、中学校で176人です。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは小項目②に入ります。同様に、現在の実情についてお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 平成28年度現在でございますが、統廃合により小学校が11校、中学校が6校、合計で17校になります。児童生徒数ですが、平成28年度、こちらも5月基準日で、小学生が3,701人、中学生が2,100人、合計5,801人でございます。教職員につきましては、小学校で225人、中学校で150人です。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） これは平成18年の合併をした当時の平成18年度と現在ということですが、中間、例えば平成18年ですから平成22年とか平成23年とか平成24年とかのどこ

ろの数字をいただきたいんですが、どの辺でもいいです。真ん中辺で。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 合併から5年後の平成23年度で申し上げます。小学校につきましては、児童生徒数が4,304人、中学校で2,193人、教員数は小学校で266人、中学校で171人となっております。学校数につきましては、合併時と5年後につきましては変わりはありません。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） わかりました。次に、今後想定される教育環境、先ほど答弁の中に合併や当然児童生徒数の減少、それから教職員の動向というのがあると思うんですが、今後どんなふうな感じになりますか。よろしくをお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 今後想定される教育環境はどうなっていくかということですが、三つ挙げたいと思います。

まず、一つ目には、子どもたちの規範意識の低下や問題行動の低年齢化が問題となっている中、家庭や地域の教育力の低下が社会的には指摘されています。教育の主体となる学校、家庭、地域などがそれぞれの教育力を高め、連携していくことで、開かれた学校づくりや学校を核とした地域コミュニティーの再生など、社会全体での推進体制の整備が求められていると考えられます。

二つ目には、グローバル化の急速な進展による国際競争や国際交流の活発化など、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、このように変化の激しい時代を生きていくために確かな学力の習得と活用する力の育成を図ることが必要になってくると考えられます。

三つ目には、少子化による児童生徒数の減少、特別支援教育を必要とする生徒の増加、親世代の不安定な雇用や低い所得水準による子どもの貧困など、経済状況や家庭環境等による教育格差や貧困の連鎖、いじめや不登校の問題などさまざまな課題がある中で、誰もが安心して学べる環境づくり、子どもたちの学びを支えることが必要であると考えられます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 教育力の低下と断言していますが、これは合併からそういう教育の動向、教育の実情を見ながら今次長のほうではそういう判断、あるいは教育委員会ではそういう判断のもと、今後想定できるということなんですが、教育力の低下っていうことはどういう意味にとればいいですか。親が子を産んで育てて、さらに義務教育下の中で義務教育に進んでいっても、その親の教育が足りないんじゃないか。あるいは地域社会でもっと子どもを宝物として教育すべきだ。いや、学校の先生、教職員が教育をするに当たり、能力がないんだと。どういうふうな取り方をすればいいんですか。子どもは少なくなっているんで、本来は目が届きやすくて、ましてこの数字から見ますと、そんなに

先生、教職員1人当たりの児童生徒数は多くないはずですが、むしろ少なくなっているはずですが。だとすれば、目が行き届く環境下にあると思うんですが、まして1クラスの数からいってもそうだと思うんですが、教育力の低下っていうのはどういうふうに解釈すればいいですか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 一番原因として考えているのがやはり家庭ということで、家庭の教育力、貧困の連鎖等による教育格差というところの部分が考えられると思います。貧困によって、学校では当然学習はするんですけども、例えば塾に行ったりとか、そういったところでの貧困格差であったり、貧困による行けなかったりとか、そういったことも原因の一つになるかと思えます。

また、家庭ということで先ほどお話ししましたが、やはり自分の子どもを家庭の中で生活基準、生活の態度、規範といいますけれども、そこで生活のほうが中心になってしまって、なかなかそこがしつけといいますか、できなくて、基礎的なことができないと、やはり教育のほうも落ち着いた学習ができないということが教育力の低下につながっていくと考えています。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 一問一答式なので、議長、簡潔なる答弁をお願いしたいと思います。

お金がないと勉強できないんだということですか。義務教育なんだけれども、塾に行かなきゃだめなんだ、それが笠間市の教育なんですか、お答えください。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 塾に行く行かないは当然関係なく、学校での義務教育に関しては皆均等なので、そういったところでは、貧困であるか、貧困でないかということでは関係はないと思っています。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 答弁がよくわかりませんが、学校というのはカリキュラムをつくって年次計画をきちっとやるんでしょから、それは学校経営側の形だと思うんですよ。1学期、2学期、3学期と。それ、システムに基づいて、一定の日数でいろいろなものを消化していくわけだ。例えば、最近でいけば、例えば運動会だとか、体育祭だとか、こういうことも含めて消化していくわけだと思うんです。そうすると、学校の先生、教職員は一方的に垂れ流しの教育をしているんだと。それをちゃんと受けられない子どもたちが、環境が悪いんだと。うちに帰ったその家庭の環境が悪いんだと、こういうことですか。そこが足りなければ、勉強ができない人は当然義務教育の時間決まっているから、それ以上のものについてはお金をかけて、義務教育中であるけれども塾に行きなさいよと、こういうことですか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 義務教育につきましては、先ほども申し上げましたように、一定のカリキュラムのもとに平等に教職員は行っていますので問題はありませんが、やはり勉強をするという姿勢であるとか、しつけとといいますか、態度であるとか、そういったところで学習能力の差が出てくるということで考えています。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） そういう日常の生活、少なくとも学校にいるときの生活を教育する、教えるというのは学校であり、教職員じゃないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 確かに、学校での生活態度というのは教職員の務めであると考えます。ただ、やはり家庭での教育も重要でありまして、家庭と学校が連携して子どもを育てるのが一番いいことだと考えています。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） よく学校は聖域であるというような表現を長年しております。教育の世界というのはですね。私はまさにそのとおりだと思います。聖域だと思います。ですからお金のある子もない子も、いろいろな事情それぞれあります。公立学校ですからあります。その中で一つのミニ社会として教育を受けて育っていくということが私は一番いいことだろうと思っております。

その点、今教育委員会、教育次長が答弁している内容ということは、全く学校に来て落ち着きのない問題のある子は家庭に問題があるんだというふうに位置づけて、もちろんあるかもしれません。あるかもしれないけれども、それを居職平等に扱うのが公立学校の務め、宿命、使命じゃありませんか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 環境によって生活態度が違ってても、学校は平等に扱うべきだと考えております。学力向上に向けて進めていくものだと考えます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 当然ですよ。当然です。ですから、家庭の環境がどうあれ、それは大人が目線、社会的な価値観の中で判断しなくちゃならないことはあると思うんです。それはまた別問題として、今後そういう考えはよしていただきたいなと思っております。あくまでも学校も聖域だ、そこで学校の先生、教職員が一つの親になり、師になり、教育をして人間形成をしていくということが私は一番必要不可欠だろうと思っております。

その中で、今後ということですが、スクールバスが導入されました。スクールバスが導入されましたが、スクールバスを導入して、メリット、それからデメリットというか問題点、これをいただきたいんですが。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） スクールバスを導入した経緯につきましては、統廃合により、東小、箱田小、佐白小、中学校においては東中学校に通っていた子どもたち、生徒たちが遠距離になりますけれども、スクールバスを利用して通学ができるようになったということです。デメリットはないと考えています。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは、負担はありませんか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 反問します。負担というのは金額でよろしいでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 反問権ですか、今。反問権行使した、行使した、ちゃんと出してください。会議録残りますから。負担、負担ですね。じゃあ、個人の負担、市の負担、学校の負担、これはどのようになっていますか。数字も含めてですね。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） まず、金額についてですが、4キロ以上の児童生徒については個人的な負担はございません。4キロ未満、中学校につきましては6キロ未満になりますが、負担が生じております。3,000円の金額が小学校では負担をし、中学校では4,500円の負担が生じています。

まず、市の負担につきましては、全体で9,570万でございます。

保護者負担金、先ほど個人的な負担は言いましたが、全体で293万8,500円です。

市の合計額としましては、全体で1億4,186万4,000円となっております。最終的には、先ほど申し上げました市の負担は9,577万円となっております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） じゃあ、私から言いましょ。負担は教育のためだ、私は当然だと思っております。

使用するバス、これをどんなふうにしたのか、例えば3人しか乗らない所にマイクロバスが行くのか、30人近く乗る所にマイクロバスがギュウギュウで行くのか、それによって違うと思うんです。例えば小さなワゴン車でもクリアできる部分もあると思うんですけれども、そういう部分はどのように配置してありますか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） ルートごとに5年間の最大利用人数を考慮してバスのほうを配車をしております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 何ですか、その最大何とかっていうのは。一番多く乗ることを計算してということですか。じゃあ、いいです。バスのことは民間になりますから、ちょっと今ここ外します。

負担金約300万負担をするということですが、父兄が、父兄がというより子どもたちが利用する中で、負担金が発生する。300万近く、年間小中合わせて。これ、おかしくありませんか。おかしくありませんか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 遠距離補助ということで、小学生につきましては4キロ以上、中学生が6キロ以上の方につきましては、補助金の定めにより無料としております。小学校で3キロ未満、中学校で6キロ未満の方につきましては、バスは乗っているんですけども、一定の費用を負担をしていただいております。それはほかの通学、3キロ以上、笠間小学校、笠間中学校以外の児童生徒との均衡を図るためでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 私が言っているおかしいのではないですかという質問は、時のまちづくり、時代の都合で学校をなくしたり、統合したり、それで環境が変わって、負担をかけてバスを走らせて、それに乗る、乗らない、当然出てくるでしょうけれども、乗っていただいて、それをバスの料金をいただくという理屈が、私はそぐわないんじゃないかなと思うんです。いかがでしょうか。

つまり、オギャーと生まれた子どもが数えて7歳になれば小学校入ります。わかりますね。義務教育の開始です。ということは、この計画というものの、突然こんなふうにならないで、もっと計算、要するに出生率だとかも含めて当然考えられるべきことであつたと私は思うんです。それが、新しい学校ができたからここで分けますよ、今度壊してこっちにしますよ、その際にこういう負担が発生しますよっていうのは、どうも教育行政として何もビジョンがないんじゃないかなと私は思うんですよ。せめて、端的に答弁をいただきたいんですが、せめて、予算でも出ましたね、負担をゼロにしてほしい。まずはゼロにしてほしい。市の都合で学校をふやしたり減らしたり、こういうことについて、本来行政サービスを受けるべき、それもこれからの笠間市を担う子どもたちが負担をするというのは、私は全くもって本末転倒であると思っておりますので、その部分についてもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 繰り返しになりますが、遠距離補助ということで小学校で4キロ以上、中学校で6キロ以上の方に補助をします。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） もう1回質問していいですか。同じことになりますけれども、あなた方の都合で学校をふやしたり減らしたりして、遠くなったり近くなっちゃった人たち、子どもたちに負担をさせるのはいかなものかと言っているんですよ。だから負担はなくすべきじゃないかということを行っているんですが、いかがですか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 繰り返しになります。やはり遠距離通学ということで、遠くなった方には補助をし、距離の短い方には十分歩けるといところで距離も考えまして、負担のほうはバスに乗ったとしても支給はしません。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 西山議員のご質問にお答えします。

まず、ビジョンがないとおっしゃるんですけども、この少子化の中でどのように学校の適切な配置をするかということにつきまして、平成22年度に基本計画を立て、その中でいろいろ議論を進めながら取り組んできたところがございます。そういう中でこういう統廃合が決定し、進んできたところでありまして、ビジョンがないというのは違うのではないかなと思います。

また、先ほどのスクールバスについての負担の部分でありますけれども、統廃合によって遠距離になった生徒については負担をすると、市のほうでその部分にはスクールバスを手配してということで考えたのがスクールバスであります。ですから基本的に学校の登校については、新しくスクールバスを配置しているところがございますので、そういう意味で全体として考えていることでもあります。やはり希望が出たわけです。市の統廃合の話の中で、4キロ以内でもスクールバスに乗せてもらえないかと。その分でも十分議論をした結果、負担してでも乗せてもらいたいという声が多く、その方向に進んできたところがございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 教育長の答弁なんですけれども、ビジョンがないって、ビジョンがないからこうなったんじゃないですか。簡単でしょ、だって箱物をいっぱいつくって、学校をいっぱいつくって、それがなくなって、入る人、使う人いなくなっちゃったら、今度壊さなくちゃなんない、統合しなくちゃなんないってなったんでしょ。それ、ビジョンがあるって言うんですか。何言ってんですか。

大体が、合併して、合併が平成18年ですよ。合併が。平成18年ですからね、合併。今平成22年の話ですからね。統廃合をやるのに、スタートさせるのに、いつから少子化が始まったんですか。いつからクラスが編成ができなくなったんですか。よく考えてください。だから私はビジョンがないって言っているんです。平成18年に合併した段階で、こんなふうにやっていこうよ、新市だからっていうのが私は一番理想だと思っているんです。切りかえの時期として。それを、平成18年になって、平成22年、4年ですよ。4年。4年もかけてやっとやった話で、それをビジョンがあるんだって、その表現おかしいんじゃないですか。私はビジョンがないって言っているの、計画性がないっていうの。オギャーって生まれたら、数え七つで1年生になるんでしょって言うの。その少子化ってどのぐらいから少子化のスタートが始まったんですかって言うの。少子化。平成18年になったんです

か、平成22年になったんですか、いや、あるいは平成25年からなんですかって言ったときに、違うでしょって言ってんの。そしたらそれはビジョンがない、当たり前でしょ。それ、おかしいですよ。違いますか。

じゃあ、私も言いたくはなかったけれども、じゃあ、笠間中学校、何で警察の元OBが入っているんですか、あれ。学校の先生が放棄してんでしょ。教育の場を放棄しているようなもんでしょ。何ですか、知りませんよ。笠間の市民。それは立派な教育の方針かもしれない、考え方かもしれない。学校は聖域だからそれでいいかもしれない。その学校の学校長だったんじゃないですか。教育長。何であなたがいるとき、そんなビジョンやらなかったんですか。おかしいんじゃないですか。ビジョンがなかったって、ビジョンがないからないって言っているんですよ。ないと思うからないって言うんですよ。それがどこがビジョンがねえんだって平成22年からこうやったじゃないかって、その表現は全くナンセンス。納得いきませんね。

そもそも教育長に答弁を求めてなかったんですが、あえてもう一回答弁ください。もし、反論があるなら。どうぞ、どうぞ。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） ビジョンには長期ビジョンと中期ビジョンと短期ビジョンとありまして、長期に見ていくことができるものと、なかなか長期に立てられないものがあると思います。そういう部分で先ほど来の時期になったのだというふうに現状を踏まえながら考えていったんだと思います。

それから警察OBのお話もありましたが、いろいろ今学校の状況がブラック企業であるといわれるような、非常に先生方の業務が厳しい部分がございます。そういう中でいろいろ生徒に対応していくわけですが、今発達障害とか二次障害とか、いろいろな経緯で指導が難しくなっている部分があります。そういう部分において、学校を正常化するのに人を入れて、その人の力を借りながら学校をよくしていこうという部分で、警察OBというのはたまたま警察OBであったわけでありまして、警察という、そのことについて、なぜこういうのを入れるんだ、力のある者を入れて学校をそれで何とか立て直そうとするのかとかいろいろ言われますけれども、そうでなくて、青少年に対応する力を十分持った人ということで配置したわけがございます。

また、研修もやりました。あわせて。これは専門家派遣事業というのがありまして、特別支援学校の先生を配置してくれます。それもやって、研修もやりながらということで取り組んできたところでございます。

以上です。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） まさに反論のような答弁になりましたけれども、中期とか長期

とか言っていますけれども、いずれにしても少子化というのはいつ、何時から始まったんだと。これからの将来像はどうなんだと。こういうことは既にまちづくりの中には組み込まれているわけだ。小学生、中学生がどんなになるか、そんなことはわかっていることで、それを含めてビジョンと私は言っているんです。そこに当時つくった学校がどんなふうに変わっていくかということをお前は今回指摘したんですよ。勝手に壊したんだ、勝手に廃校になったんだ、だからあなた方はこっちの学校に行きなさいとなったんでしょって。だとすれば、少なくともその負担は市がすべきじゃないかというのは、私は正論だと思いますけど、違いますか。

そもそもここに古くからあった学校が、今度遠い所にある。遠くなった、社会の事情が違ふ、暗くなったときに、今のような日が短くなってくる。だんだん。そのときに帰るときに真っ暗になっちゃう。だから今度はバスを入れてあれしましょうよということは理屈に合います。そのために負担しろっていうのはわかるって。そうじゃないでしょって。あなた方の都合で学校を壊したり、建てたりしたんじゃないかっていうことを言っている。だからそこは負担をさせるというのが、私はナンセンスだと言っているんですよ。それに私はビジョンがなかったんじゃないですかと言ったら、ビジョンがあったと教育長が言っているんだから、それはそれでいいんじゃないですか。

そして、警察について、私は何人かの子どもの手前、そういう方式をとっているのかもしれないけれども、ほかに及ぼす影響を言っているんです。どうなんですか、これ。いまだかつて笠間の教育の歴史の中に、元警察のOB、警察って言うんでしょ、ちゃんと。言っているんでしょ、OBって。ただのそこら辺のおっさんって言ってないでしょ。警察のOBってちゃんとやっているんじゃないですか。子どもたちに。その影響はどうなんですか。まして、そこに予算化される。いいでしょう。一定の天下りとは言わないけれども、辞めた方がボランティア半分でわずかな金額で仕事をしてもらう、まちづくりのために頑張ってもらう、それはいいでしょう。しかし、学校の中で及ぼす影響っていうの考えていますかって。あなた方が放置したもの、あなた方が放棄したものに対してそういう方法でやっているんじゃないですか。私はそう思っただけなんですが、もし、答弁があれば、そうしてください。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 学校がそれでよくなりまして、子どもたちも落ち着いた学校生活を送っております。役目が終われば人の配置はやめていきたいと思っておりますし、よくなっていったという結果で地域の方も喜んでいらっしゃるところでございますので、そういう問題はないかと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 典型的な事なかれ主義というやつですね。臭い物にはふたをし

る教育というふうに私は位置づけます。今後、静観しながらこの事情を見ていきたいと思  
います。

③を終わります。

④に入ります。

理想的な教育のハード及びソフト面について見解を伺います。これはやっぱりビジョン  
になるかと思うんですが、簡潔でいいです。時間の都合で。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 理想的な教育のハード面につきましては、質の高い教育を  
実現していくために子どもたちの学習生活の場として十分な防災・防犯などの安全性を備  
えた安心感のある施設環境を確保することが必要だと考えております。

また、教育のソフト面につきましては、少子高齢化、人口減少社会、さらにはグローバ  
ル化の進展等、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しております。このような状況だ  
からこそ、保護者、地域の人々と学校の目標等を共有し、地域と一体となって子どもたち  
を育む、地域とともに歩む学校づくりが理想と考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 義務教育学校化というのもそのうちの一つになりますか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 質の高い教育の環境ということで、義務教育学校化も一つ  
の施策であると考えています。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） わかりました。それではちょっとだけ提案しますが、各学校、  
今現在は小学校が11、中学校が6あります。学校長をトップにして学校が成り立っていま  
すが、それぞれの学校に一定額、例えば30万なら30万でもいいです、年間30万プラス児童  
生徒数で幾ら、幾ら、前後してくると思うんですが、多い所、少ない所、都合多い所で100  
万ぐらいを天井にしまして、どうでしょうか、自主性を持った学校経営をしてもらうのに、  
好きに使ってくれと、あなた方学校の好きにしてくれっていう予算配分って考えられませ  
んか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 現在の財政の使途につきましては、自由にとということでは  
行っておりません。やはり税金ですので、どの事業に使うかというのが明らかになる必要  
があるというふうに考えています。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） やばなことを言っていますね。そうじゃなくて、学校を何か目  
的をつくって、目的化して、先ほどの警察が入ってそういう学校になってしまった所、ど  
うにかするんだと。そのためにいろいろなことを研修したり、何かをやったりということ

で使うんだと、そういう目的。つまり、学校の健全運営のために、あるいは健全教育のために使うみたいなことで、もう目的の話はやめましょうね、そういうふうな意味でできませんか。自由にその大きな枠の中で自由に、決裁権が校長なら校長でもいいです。教頭なら教頭でもいい。お金を預けて、これで好きにやってみてくれというようなことを考えられませんか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 基本的にはやはり用途が決まっています、それに使うものが税金の正しい使い方だと思いますし、ただ、学校のほうからどういう事業をしたいということで希望があれば、補助金ということで審査で決まればですけども、そういった形で考えることはできるかもしれませんが、今のところはやはり税金ですので、きちんとした用途があって、それに実現に向けていくような事業を考えたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ずばりそれは用途がはっきりすればいいんですか。学校に任せる。決裁権をです、執行をです、学校に任せることはできるんですか。目的がちゃんとすればできるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 教育次長小田野恭子君。

○教育次長（小田野恭子君） 学校に配当している教育費の中で事業に使うことは校長の権限でできるものもございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ごめんなさいね、これ、個別に教育次長の所に行って相談しますよ。私が言っている意味はそうじゃないんで、そうします。いいです、結構です。

大項目1を終わります。

大項目2、市発展に不可欠な実務についてということで、小項目①合併から現在まで執行してきた市発展のための重要施策について伺います。どうでしょうね、これ、まちづくりのビジョンの中で抜粋してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 合併から現在まで執行してきた市発展の重要施策ということですが、まず、発展を遂げるための基盤づくりがあります。その中には行財政基盤の構築、交通結節点の機能強化、都市基盤の強化というようなもの、次にありますのが旧友部・笠間・岩間の3地区市街地の拠点機能の向上、地域産業の活性化と雇用拡大を図るための企業立地の促進、また、少子化対策として子ども・子育て支援に関する取り組みなどでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 時間がないので飛ばします。それでは②に入ります。今やるべき事業3件、トップスリーを挙げるとしたらどうでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） まず一つ、行財政改革の推進でございます。これは自主財源の確保とか組織機構の見直し、人材育成などが含まれます。

二つ目として地域産業の育成・支援等でございます。これは既存産業の育成・支援はもちろん、新たな企業の立地促進、創業支援など雇用を確保するためのものなどが含まれます。そして地域に好循環をもたらす取り組みなどが必要と考えております。

三つ目としまして、教育力の向上、これは市の未来を担う子どもたちの豊かな心、確かな学力、健やかな体を育成するというようなことで必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 総論なのでどんなふうに崩していくかって判断しかねますが、今のトップスリーについては、どこの市でも、どこの自治体でもそんなもんなんじゃないですか。どこにも当てはまる話と違うんですか。笠間の特色で言ったら何かありますか。トップスリー。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） まず、今の答弁なんですけれども、大きな項目で実施いたしました。

まず、行財政基盤の強化といいますと、笠間の場合には積極的な事務事業を県からの移管をしてきております。権限移譲で八十数件やって、茨城県内1位というような状況で、市民にとって非常にきめ細かく質の高いサービスが提供できているというふうに考えております。

都市基盤の強化なんですけれども、幹線道路の整備の構築、また、これは先ほどの今までやってきた中で話したわけなんですけれども、友部駅の橋上化とか自由通路、駅の北口ひろばの整備事業などをやりまして、駅の東西それと南北の行き来を強化したというようなことが挙げられます。

また、空き家対策などにおかれましても、空き家バンクの制度、物件笠間の場合登録38件中31件が成立というような非常に好ましい状況が出ているということがあります。

市街地拠点機能、これはこれからもずっと進めていくわけなんですけれども、笠間稲荷門前通りの整備、友部・岩間、稲田の3駅周辺事業、これは友部と岩間の地域交流センターの整備などを含めてやっているというのが特徴ではないかというふうに考えております。

また、地域産業の活性化ということは、これはどこの市町村でもやっていると思うんですけれども、企業誘致を行っておりまして、笠間の場合ですと茨城中央工業団地のほうにジャパンテックという会社の誘致、また、畜産試験場跡にモノタロウという会社の誘致などを成功させており、今後も引き続きこれは重要課題として取り組んでいくというようなことを考えております。

少子化対策などについても、子育て世代包括支援センターの設置、これは今も既に保健センター内に設置されていますけれども、今度新しい病院の建築に合わせてさらに充実させるというような方向性、また、「かさま健康ダイアル」などについても365日24時間対応というような電話相談等を行っております。

そういうもろもろなものが特徴かなというふうに思っております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ②終わります。大変申しわけありません、時間の関係で次にいきたいと思っております。

③県との連携を具体的にお伺いいたします。これはほかでもない、当市の副市長は県からということで、県との連携、大変重要で足跡というか、これを既に見てきたと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 県との連携、具体的にとということでお話ししますと、地域課題に対しまして総合的な対応を図るために県との調整機能、これは市町村を支援補完する上で重要なものだというふうに考えています。地方創生においても県との連携による取り組みが交付金の対象となるなど、県との連携は改めて重要なものだとなってきたというふうに認識しております。

具体的に主な事業を申し上げますと、まず、県立中央病院や県立こころの医療センターとの医療的な連携、県立笠間陶芸大学校での笠間焼の担い手育成、県立芸術の森公園あそびの森の第2期整備、また、エコフロンティアかさまの安定的な事業推進、筑波海軍航空隊記念館の運営支援、また、毎年茨城観光キャンペーンによる広域観光の推進、国道・県道・河川の整備、さらには茨城中央公共団地と畜産試験場跡地への企業誘致活動など、さまざまな分野において県と連携し、事業を行っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 一つだけ抜粋してお尋ねをいたします。県との連携ということで、畜産試験場跡地というご指摘がありました。そこに株式会社モノタロウという会社が進出して今現在建設中ではありますが、これ、公室長ご存じですか。これは地元県議会議員が「県政の報告」ということで広報にしております。これは69号ですけども、この中に県の段階、県議会と県の知事、あるいは担当部長とのやり取りがあるんですが、この中で、私が一番気にかかったのは、とにかく今回の畜産試験場跡地への進出というのが水面下で行われてきた。もう一つは笠間市が望んだと。このことについては笠間市が望んだと。じゃあ、誰が。笠間市長と名指しなんです。笠間市長がこれでいきたいんだと、こうしたいんだという方向性を打ち出したと。つまり、笠間市民が出したんだと、こういうふうに知事が答弁しているんです。ここに活字で残っているんです。これ、水面下でという話だったんですが、ひいては5億円の補助金を出すということで決定しておりますが、その辺の

説明、短くお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） ただいま議員ご指摘の点、3点あったかと思えます。

まず、水面下でこの企業誘致が行われてきたんじゃないかという指摘について、答えさせていただきます。

今回、モノタロウの進出、企業誘致に当たっては、企業の進出どこにするかというのは戦略上非常に重要な位置づけをもっているところでございます。具体的な候補地が決定するまでは通常企業は競争性とか競合相手に対して与える影響とかを考えて水面下で交渉するというのが一般的なものになっております。

今回のモノタロウの進出に当たっても、モノタロウについては首都圏の別の県と調整していた、そういう経過もある中で、私どもは議員ご指摘のような表現を使えば水面下になりますが、そういった中で企業と接触してこちらのほうに誘致を決定させていただいたわけでございます。企業の戦略上仕方ない話なのかなと思っております。

あと、市長の要望でというような話の点でございます。畜産試験場の跡地の利活用については、知事も県議会等で答弁していますが、基本的には誘致の考え方というのは、地域振興の観点から地元笠間市の意向を踏まえて土地利用と土地処分を検討しているということでございます。市民の信託を得た市長の意向を踏まえて誘致に至ったということだと思っております。

3点目、5億円の補助についてでございます。先ほど来申しておりますように、企業誘致、他の自治体との競争でございます。どういった条件で企業を誘致をしていくかということは各自治体の裁量だと思っておりますが、笠間市としてはこのモノタロウという企業、非常に成長力がありグローバル企業でございます。また、雇用創出効果300人ということで、非常にそういった効果が大きい、地域振興を図れるという視点のもので5億円出しても中長期的に見れば、十分それに値するというような判断で誘致したものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） この畜産試験場跡地の問題については、旧友部町時代、平成18年3月に「土地利用の素案」というものを取りまとめてあります。これを無視したというのはてんびんにかけてんですか。その1点だけお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） 議員ご指摘の素案というのが平成18年合併当時にこの畜産試験場跡地をどうするかということで示されてございます。当時はその素案の中でいろいろなゾーン分けという形で示されておりますが、この素案の基本的な考え方にある底辺としては、先ほど申しましたように、この地域の振興に資するような利活用が図られるもので

あれば、そこは企業にかかわらず、大学でも病院でも民間の研究機関でも、さまざまな視点から判断をしていって、それが地方振興に寄与するものであれば誘致する、そういう考え方だと思っていますので、その素案を無視したという、そういうご指摘ではないと思っています。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） てんびんにかけたということでしょうよね。どっちが重いんだ、要するに、これからのことを考えたとき、広く考えればこういう企業を誘致することがこれからの笠間市には必要不可欠だろうという判断をしたと。基本はまちづくりなんだということを平成18年当時も素案の中には組み込まれている、有効に使っていただきたいということなんじゃないかな。わかりました。

これは約9万平米を21億2,440万円、1平米当たり2万3,500円で購入しております。この中で地元県議会議員が常井先生が指摘しておりますのは、当然このような倉庫に値するものは工業団地であろうということなんです、工業団地の金額、平米当たりとほとんど同じですね。事情で1平米当たりの単価が安くなっているようですが、この単価には問題ないんですね。

○議長（藤枝 浩君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） 畜産試験場売却単価について、設定の考え方を示させていただきますが、当初、畜産試験場について売却価格を設定するときは、県のほうでどのような価格を算定するかということで、不動産鑑定士に依頼をして、不動産鑑定士が付近の取引事例値を調べて、標準値というのを決めます。そこでの価格をベースにして、9ヘクタールという大規模な画地ということで、その分を考慮して平米当たり2万3,500円という形で決定したものでございます。

一方で、茨城中央工業団地の笠間地区については、売却予定価格平米当たり2万6,000円という形で設定しておりますが、それについても売却する面積等によって、こういった売却価格にするかというのは設定されるものと認識しています。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 平米当たりの単価なんです、ピンと来ないかなと思うので、引き合いに市の公有地を処分した際の金額、もう一度確認したいと思うんですが、今度市立病院の移転先のお隣に老人福祉施設があります。ここは平米幾らで処分したんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 申しわけありません、今それは手元にありませんので、わかりかねます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 議長、休憩をして、この数字が大事なので、この質問に大事な

ので、休憩をしていただきたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 暫時休憩します。

午後1時30分休憩

---

午後1時33分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開します。

市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） この老人ホームの公募のときの予定価格で、平米当たり1万7,600円です。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） おかしいと思いませんか。これね、不動産鑑定士が鑑定しているんです。これも。そうでしょ。わずか駅から何分ですか。この距離と。本来は広がれば平米単価って下がるんでしょうよ。通常売買というのは。これ、一体どういうことですか。

私は3倍ほど離れている工業団地とここの比較をしようと思いましたが、考えてみたら立派な公有地が駅の北側の区画整理のために代替用地としてあった所を現在市立病院が建設されようとしております。そういう中であそこの売却値段幾らだったんだろうと、改めてその値段だけを検証した場合、1万7,600円平米、で、今回工業団地がいわゆる定価だな、定価、一定価格として平米2万6,000円、そしてこの畜産試験場跡地、現在株式会社モノタロウ、資本金20億の上場会社ですね、この会社に売った金額というのが平米2万3,500円ということですね。ということは、じゃあ、あのとき笠間市が笠間市の判断で、もちろん議会の議決を経ておりますが、売ったあの金額は一体何だったんだということになってしまうと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） 工業団地の分譲単価の設定の考え方というのを基本的に説明させていただきますが、まず、工業団地というのは用地買収から始まって、道路改良始まって、下水、水道を入れていくと、宅盤造成をしていくと、そういうようなもろもろの経費から、じゃあ、具体的に分譲価格は幾らという形ではじいていくわけでございます。

畜産試験場跡地、あそこの整備にモノタロウを誘致するに当たっては、さまざまな宅盤整備とかやって、総額12億円のあそこのそういった基盤整備にかかっている、そういう土地でございます。

そこの価格と今の市立病院建設予定地の価格を単純に、これは比較できるようなものではないと思っています。不動産鑑定士という国家資格を持った方の鑑定価格ですので、それに私たちは従ったということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 時間がないのであれなんです、そこを議論してもしようがないと思うんですが、我々は議員、あるいは市長、選挙で選ばれる者というのは、まさに地元のスーパーに売っている肉、野菜、魚と一緒に。新鮮じゃなければいけない。おいしくなければいけない。それが高い、安い話ではない。きちっと新鮮なことをしましよと私はいつも思っているんです。どうでしょうか、市長、もし最後一言あれば。

○議長（藤枝 浩君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

「新鮮」の意味がよく私にはわかりませんが、常に前向きに、積極的に、そういう意味では取り組んでいきたいと思っています。

畜産試験場の跡地についての不動産鑑定、特別養護老人ホームを誘致した土地は、同じように不動産鑑定を経て価格決定をして売買をさせていただいたところでございます。

畜産試験場のモノタロウの誘致については、知事が県の予算委員会の特別委員会で地元の意向だと言う、まさしくその通りでございます。私は手続を含みながら、あの利活用をどうするかということを選挙の公約に掲げて進めてきたわけでございますので、その方針どおり進めてきたことに間違いはないと思っております。

以上です。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は14日午前10時から開催しますので、時間厳守の上ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時39分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 萩 原 瑞 子

署 名 議 員 横 山 き ん